

令和 2 年 6 月 定例会 会議録

令和 2 年 豊郷町議会 6 月 定例会は、令和 2 年 6 月 5 日 豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
1 0 番	西 澤 清 正
1 1 番	河 合 勇
1 2 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範

地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第39号	豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについて
議第40号	豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
議第41号	豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議第42号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第43号	豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議第44号	豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議第45号	豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
議第46号	豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議第47号	豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第48号	令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
議第49号	令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第50号	令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第51号	令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議第52号	令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
議第53号	令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）
発議第4号	議員派遣の件
一般質問	

河合議長 皆さん、おはようございます。少し早いですが、始めさせていただきます。
これより、令和2年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、
第2回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子議員、7番、北川和利議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より19日までの15日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和2年2月分から4月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を行います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告願います。

高橋議会広報

常任委員長 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議会広報

常任委員長 それでは、議会広報常任委員会より報告をいたします。

皆さん、おはようございます。

議会広報委員会では、令和2年3月10日、第1回定例会の予算決算常任委員会の終了後に、議会だより第81号の発行に向けて、ページの構成や紙面の役割分担等を決定し、3月24日の定例会議終了後には、第2回目の広報委員会を開き、議会だより第81号の発行日やページ構成、一般質問記事の原稿依頼など、今後の具体的な進め方について確認し、発行に向けての作業を進めました。

そして、4月7日に第3回の委員会を開催し、コロナ対応に対する議会運営委員会の記事についての検討、一般質問記事の原稿文や議決の状況等について確認などを行いました。

4月16日に第4回目の委員会を開催し、表紙写真を決定するとともに、レイアウトや文章表現の修正、文字の構成確認などの作業を行い、4月23日の第5週の委員会において、ページごとの最終点検を行うとともに、紙面配置の変更やレイアウトの修正、文言の訂正、確認といった作業を行って、編集作業を終了しました。

4月27日には、23日の委員会で決定をされた修正の内容などに基づいて、紙面が完成しているかの最終確認を正副委員長で行って、議会だより第81号を5月8日に発行いたしました。

今回の第81号発行に際しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な取組が中止や縮小をされる中、卒業・卒園、入学・入園といった旅立ちと出会いが交ざり合う春という季節の中での発行ですので、桜の花を取り入れながら春らしい様子を、そして、令和2年春のこの時期には新型コロナウイルス感染の影響でこのような様子だったなと記憶を残す議会だよりにしていこうとの思いを込めて、表紙、裏表紙をはじめ、コロナ関連記事を編集してまいりました。

町民の皆様がこれからも健康で、そして力強く飛躍されることを広報編集委員会として心からお祈り申し上げますとともに、ご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

以上、議会広報常任委員会の報告を終わります。

河合議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第5、議第39号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農

業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつつき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、令和2年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご理解を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、同意案件1件、条例改正案件8件、補正予算案件6件を提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第39号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつつき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が農業委員会委員の過半数を占めないため、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつつき、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第39号につきまして質疑をさせていただきます。

全員協議会で資料を頂いたり説明は聞いたんですけれども、もう少し分からないところがありますので、教えてください。

この農業委員会の募集は、農業委員のメンバーへの募集はどのようにいつ始めたのかというのと、手を挙げた方が7名しかなかったということで、この議案が提案されているみたいなんですけれども、こういうケースは今までにもあったんでしょうか、初めてでしょうか。

そして、認定農業者数というのは、今、町には何人いらっしゃって、町はその方々にいろんなコンタクトを取っていらっしゃると思うんですけれども、その中で7名しかなかったというその経過等を説明してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。高橋議員の質疑にお答えいたします。

まず、募集の方がどのようにいつあったかということなんですけども、今年の1月29日から2月25日に募集期間を設けまして、どのようにということなんですけども、広報紙で募集をしたのと、ホームページの方で募集をさせていただきました。また、認定農業者の数が7名ということで、募集の方を14名させていただいて、募集の結果あったのが、認定農業者の方が8名、そして、認定農業者でない方が7名で、計15名の応募がありまして、この15名のうち、定数が14名ですので、評価委員会というものを設置して、14名と選定させていただきました。

また、認定農業者の今までの経過ということやったと思うんですけども、それにつきましては。経過で。すいません。認定農業者数がどうなっているかということでしたか。については、現在、認定農業者は豊郷町で18名の方がおられまして、まず、法人の方が8名で、個人の認定農業者の方が10名おられます。このうち、新規青年就農の認定農業者が1名含まれております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、手を挙げた方が、つまり農業委員になって頑張ろうという方が15名あったということを今初めて知りました。そういうことでは、農業委員の定数が14でもう区切られてしまっているのはどういう理由なのか、プラス1名というのは考えられるのかどうかについて教えてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

定数につきましては、全協でもちょっと報告させてもらったんですけども、豊郷町の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会については、定数の上限が14名と定まっておりますので、定数を14名と定めております。そして、15名の募集があつて1名増やすことはできないのかということなんですけども、定数が14名と定まっておりますので、15名あったんですけども14名と選定して、今回任命することになると思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、議第39号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とすることに同意を求めることについての質疑いたします。

先ほど同僚議員の質問の中に、課長の方から、認定農業者が7名と、その他7名という答えがあったと思いますが、そしたら、これを同意した後その人数が出てくるとと思いますが、各氏名及びそれが認定農業者であるか、それが認定農業者に準ずる者か、そういう公表は議員の方にしてもらえるのか、お答え願いたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の質疑にお答えいたします。

認定農業者の公表をするかということやったと思うんですけども、認定農業者の公表につきましては、経歴などを今回出させていただきますので、その中で認定農業者という方とは出てないので、もし必要であれば、この方が認定農業者という公表はさせていただきますけども、今回の経歴の中ではちょっと載ってはおきませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質疑ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

農業委員会条例の中で、それに携わる者といいますか、利害関係に携わる者は絶対に入ってはならないという条例があると思いますが、もし不動産とかそういう利害関係の方がおられるか、おられないか、議員の方で分かりませんので、その点を明確にしておいてほしいと思います。といいましても、農業委員会の中では農地の売買等は認められますが、次に、農地から農地転用して宅地になる。そのときに、大いにそういう方がおられれば利害関係が生まれてくると思います。ですから、そういうところは必ずチェックをされていると思いますが、もし出てきた場合にはどのようにされるのか、答弁願います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど利害関係のある方が農業委員さんに選出されたらという話やったと思うんですけども、今回の募集の中で、この募集要件というのは、農業に識見を有し、そして、農地の利用等に関して所掌の責務を負うことができる者ということで、解釈しますと、農業に知識がある方が農業委員の任命に対しての要件となっております。今、おっしゃっていただきました不動産業等の方がおられたらということだったんですけども、今回の農業委員さんに選出された中には、私の判断の中ではおられませんでしたので、特に問題ないと考えております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質疑ありますか。

村岸議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、今回この条例は準ずる者を、4分の1を認定農業者または認定農業者等に準ずる者にすることにつき議会の同意を求めるという形で出ておりますが、先ほど来の質疑の中で、ちょっと確認でお聞きしたいのですが、今、新しい農業委員さんの同意案件、次に出ると思うんですが、現状の中で14名の農業委員さんの中で、この認定農業者、個人または法人の役職員という、委員の過半数を占めることという原則がありますが、この法の方の。現在の農業委員さんと、それから、農地利用最適化推進委員4名ですよ。だから、18名の中で認定農業者というのは何名いるんでしょう。先ほど、町内には認定農業者18名おられるという話でしたが、現況では今何人の方が認定農業者として農業委員会、また、利用最適化推進委員の方に入っておられるのか。

それと、1人オーバーだったという話ですが、それを委員として選定するのはどういうところで選定されたのか、どういう組織でやっているのか、ちょっと説明してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

現在の農業委員さんの中の認定農業者の方が7名おられます。このうち認定農業者等と認定農業者に準ずるとあるんですけども、認定農業者等の方が7名、

準ずるという方に対しては該当はございません。そして、推進委員さんにつきましては、3名の方が認定農業者の方で今おられます。

先ほどのように15名から14名に選定をされたかということなんですけれども、豊郷町農業委員候補者の評価委員会というのがございまして、そちらの方で評価委員会を行いまして、14名に選定をさせていただきました。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 農業委員会選定評価委員会というところで選定されたということですが、1名の方はそこで外されているわけですけど、定数が14で、認定農業者は7人の応募だったということですよ。その外の人の中で1人選定から外れたということですよ、説明でいくと。15人応募があったと言わはったから。その外の中でやっぱり意欲を持って申し込まれた方たちだと思うんですが、外れる理由というのは、その選定委員会の一番の根拠は何で今回は残念ですけどということになったのか、その選定されなかった主な理由を説明してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

今のどのような理由で選定をされたのかということですが、今回選定につきましては、委員の候補者の評価表というものを作成いたしまして、その中で幾つかの項目と基準点数を定めさせていただきまして、この15名に対しまして、この評価表によって評価を行い、評価の高い方、評価点数の高い方から14名を選定させていただきました。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 その評価表で点数の高い順に14人選びましたということなので、やっぱりそういうのは申し込みされた時点では農業委員として頑張っていきたいという意欲があるわけですから、やっぱり現実の評価表についても、応募された方には公表すべきじゃないかと思うんです。今までからそういうのは公表しているので。やっぱり何で自分だけ落とされたんだろうというそういう疑念が湧くじゃないですか。だから、こういう基準で点数的に一番下でしたよということが

本人が納得できた方がいいと思うんですが、それは応募された方にはちゃんと公表してあげた方がいいと思いますが、いかがですか。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

今の評価のことについて知らせた方がいいかということですが、一応今回15名の応募があったということで、どのような形で選定されるのかということなどは、農業委員会なりこの応募された方に対しては説明の方はさせていただきました。今こんな評価表によってとかいう、ここまで詳しいことは説明できてなかったんですけども、一応この評価委員会というもので評価させていただくという説明の方はさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

今村議員 公表するということですか。はっきり言って。それが分かったらいい。

産業振興課長 公表いたしません。

今村議員 そうですか。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第39号に対する質疑を行います。

まずは4点お聞きをいたしたいと思います。

1つは、定数が14名という説明でしたが、その理由が、農地面積が1,300ヘクタール以下ということですが、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会、農業者の数が1,100以下の農業委員会でも、各上限が14名と27名の2つのパターンがありますね。うちは14名ということですが、うちが14名になるというもう1つの説明がなかったのではないですか。もう1つの理由を説明してください。ありますよね。これはきちっとやっぱり説明をお願いしたいですね。

これ、農地法が改正になったときに、農水省から出されました農業委員会法の改正に基づいて質問いたしますので、きちっと説明してください。14人と説明、さっきの説明不足ですよ。それだけでは14人にならないでしょう。27人になる場合もあるでしょう。なぜ14か、きちっと説明をまずお願いしたいと思います。

それから、2点目ですが、候補者が定数を越えたという回答でしたが、この

改正農業法では、候補者が定数を超えた場合どうするかということも書かれていますよね。先ほど課長の答弁は、農業委員会が判断するということでしたが、市町村長または農業委員会でしょう。これ、そのまま読み上げますね。「市町村長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合には、関係者からの意見聴取」。これ、されましたか。「その他の任命・委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために、必要な処置を講じるよう努めなければならない」。努力規定が規定されていますね。公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。先ほど評価書云々の回答がありましたが、これは内部の話ですよ。ここで言う公平性及び透明性を確保するためにどのような処置を講じられましたか。これで規定されていますから、お答えを願います。

3点目は、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上農業委員会に入れることと、これも定められていますよね。この点は今回どうなっているのか。

最後、4点目ですが、14名になるのは、農地利用最適化推進委員を設置する場合は14でええということでしょう、これでいえば。ということは、私とこは14名ということは、農地利用最適化推進委員が設置されているということですよね。この農地利用最適化推進委員は議会には報告されませんので、今この推進委員は何名で、今回の改正で、この方は議会の同意案件ではありませんので上がってきませんから、どなたが推進委員に何名の方でどうなっておられるのか。

先ほど同僚議員から質問ありましたが、例えばこの最適化推進委員の任務として書かれているのは、農業委員会が農地利用の最適化の推進に関する指針をつくって利用すると。これは最適化推進委員の方は指針を踏まえて現場活動を行ったり意見を述べたり、推進として意見を述べると書いてあるんです、先ほどの同僚議員の質問に。この点について、今回の改正でこの農地利用最適化推進委員は何名で、これは同意案件でありませんので上がってきませんので、どなたなのかご報告をお願いいたしたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

まず、1つ目の農業委員の定数についてどのように決めたのかということやっただんですけども、先ほど申し上げましたとおり、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員につきましては14名、そして、推進委員を委嘱しない農

業委員会につきましては27名となっております。

この14名にした理由というのが、今回推進委員を置かない場合、置かなくてもいいという法律もありまして、それにつきましては、集積率が70%以上集積があるまちで、遊休農地が確か1%以下の農業委員会については推進委員を置かなくていいという法律がありましたので、これに該当しませんでしたので、今回定数は14名とさせていただいております。

2つ目の定数を超えた場合にどのように選定するのかというご質問やっと思うんですけども、こちらにつきましては、ちょっとお待ちください、すみません。先ほど議員がおっしゃられたように、公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じなければならないということで、その中で、必要な措置についてはという項目がありまして、市町村長または農業委員会が自ら考案した方法を取ればいいということになっております。その中に、一般的に先ほどおっしゃられた関係者からの意見を聴取するとか、前任の農業委員とか推進委員の意見を聞く、また、パブリックコメントを行う、また、選定委員会を設けることなど例がありまして、豊郷におきましては、評価委員会を設置し、評価委員会で選定する方法を定めた結果、評価委員会で選定することとさせていただきました。

また、3つ目、中立委員についてご質問があったと思うんですけども、今回も中立委員の方をお一人選任しております。

そしてまた、4つ目の推進委員の方が今回どのようなふうになっているかということですが、推進委員につきましては、農地面積の100ヘクタールにつき1人推進委員を任命することができるというふうになっておりますので、豊郷町、農地面積およそ380ヘクタールとなっておりますので、4名の方を推進委員として任命することができますので、推進委員の数につきましては4名とさせていただいております。

また、4名の方が誰かということでしたけども、おっしゃられたように推進委員については農業委員会に委嘱するとなっておりますので、今現在の推進委員さんについて報告させていただきますと、お一人が吉田の渡辺篤則さん、もう1人が三ツ池の植田昭彦さん、そして、八町の西山一男さん、竹内公夫さんの計4名でございます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 推進委員さんは今回も4名、今日のところはお名前を教えてもらえないと、農業委員会が推薦するんだから。今の方が現在ですか。分かりました。

この候補者が定数を超えた場合に、公平性及び透明性を確保するために必要な処置を講じると、こう書いてあるんですがね。これ、このまま読めば、普通、公平性、透明性を確保しようと思ったら、その評価委員会での審議の過程、その前段にこう書かれていましたよね。関係者からの意見聴取、その他、任命、委嘱の過程と書いてあるんですよ。過程の透明性、公平性を保つための処置を講じなければならないと。だから、ここでそのままで当てはめれば、評価委員会で審議をされたその過程の透明性、公平性を保つためのどういう措置を取られたかと。評価委員会だけの中での話では、今のコロナの話ではありませんが専門家の話ですね。どういう議論が行われたのか、どういうことがあってそうになったのか、議事録を取ってないから分からないという話になっていますが、それと同じことですよ。そういう手続をどう町として対応するのかということ問うているわけ。結果を言うてるんじゃない。こう書かれているわけですから。透明性、公平性を担保しなければならないと。

それから、例えば、定数1を超えられたということですが、よく分かりませんが、例えばですよ、だから、その超えられた方の中で関係者がおられれば、その関係団体というか、関係組織というか、関係な方からもご意見を聞くというのも、これ、1つの方法ですよ。そうでしょう。そういうことも含めて公平性、透明性を担保するためにその過程を、どのようにして公平性、透明性を保つための措置を講じられますか。講じなけりゃ、講じる必要があると書いてある、講じなければならないと書いてある。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど透明性、公平性ということなんですけども、まず、この農業委員会の募集に関しては、まず、この時点で公平性を保つようにということで、まず、応募があった内容をホームページ等で公表しております。そして、これが公平性を保つというふうに言われていることやと思います。また、関係者からの意見聴取とおっしゃいますけど、評価委員さんの中で農業組合の組合長さんからの評価等をいただいておりますので、関係者からの意見聴取にもそれになるかと思いますが、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 これだけの期間を応募してこうしているというて、だから、これで公平性を保っていると。全然違いますよ。書いてあるのは、任命の過程の公平性、透明性を保たなければならないと書いてある。読んだでしょう。これは募集期間もホームページになったなどと、そんなのは当たり前の話でしょう。これはもう公平性でも何でもない。これはごく常識の話です。ここで任命の過程で公平性を保たなければならないと規定されているわけです。最後にもうこう言ったらあれですか、議事録があるわけですよ。議事録全部とは言いませんが、議事録の概要でも結構ですが、それを公表することによってこういう公平性、透明性が保たれることになると思うんですが、そういうのを公表される意思はありませんか。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

この選定に関しては、先ほど申し上げましたとおり、候補者の評価表というのに基づいて選定の方をさせていただいております。あと、おっしゃるところの公平性を保つために公表しないのかということですが、ここまで公表する必要はあるのか、僕はちょっと、それがそこまで、透明性等は言われていますけども、どこにも公表しなければならないとはなっておりませんし、公表の方はどちらかというと差し控えたいと思っております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第39号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第39号は同意することに決定されました。

日程第 6、議第 40 号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 40 号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されましたが、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、検討、必要な見直しが行われました。

また、この法律の措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律が公布されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 40 号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 7、議第 41 号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 41 号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部が改正されます。一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、損害補償の

額の算定の基礎となる補償基礎額の改正を行うものであります。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改正されることに伴い、損害補償年金前払一時金等が支給をされた場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４１号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第８、議第４２号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第４２号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和２年４月３０日に公布され、同日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第２３条では、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に伴う所要の改正でございます。

附則第２４条では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る所要の改正でございます。

また、附則第２５条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る所要の改正でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第４２号豊郷町税条例の一部を改正する条例案につきまして、軽自動車税の環境性能割の非課税のところが、期間が現行は令和２年９月３０日までの間という形になっていたのが、令和３年３月３１日までの間において行われたときに限りと延びているんですけれども、これでいくと、この環境性能割が非課税になるのは、現況、今、何台ぐらいあって、この期間が延びたということでどう変わるのか、増えるのか同じなのか、ちょっとその辺の見通しだけ説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

軽自動車税の環境性能割が延びたことによる影響ということですので、これは令和２年９月３０日から令和３年３月３１日に延長するものでありますけれども、その見込みとしては計算しておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 これから増えた分が計算できないというのはありますが、過去のこの令和元年１０月１日からやって、今年度、令和２年になっておりますからね。令和元年度の実績は分かっていると思います。台数とどういうこの非課税になっているのか、その辺、ちょっと説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

今回の環境性能割につきましては、令和元年１０月消費税増税時に、自動車取得税の廃止に伴い、自動車及び軽自動車税の環境性能割が導入されたものでありますから、数字についてはまだ見込みのところがございます。ただ、今年度の予算の計上としては１１７万円でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第42号豊郷町税条例の一部を改正する
条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議
ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第42号を総務産業建設常任委員会に付託
することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第9、議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議
題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第43号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説
明申し上げます。

令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済
対策を受け発出されました厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税
務局市町村税課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減
少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に関する財政支援につい
て」により、本趣旨による国民健康保険税の減免を円滑に実施するため、豊郷
町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減
免規定の所要の改正でございます。

本則第25条では、減免申請書の提出期間に係る所要の改正、また、附則
第14項では、国民健康保険税の減免の特例に係る所要の改正でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第43号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、
この改正する条例の中で、「第25条第2項に次のただし書を加える」の下の方
の14の中で4段目のところ、「令和2年2月1日から令和3年3月31日
までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払
日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険（国民健康保

険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため、令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」と。

これ、行政用語なので非常に分かりにくいんです。これ、もっと、ちょっと具体的に、特別徴収、年金天引きの方ですよ、国保税の。これ、どういうことになるのか、もう少し説明していただけないかなと思って、分かりやすくしていただけないかなと。この豊郷町内、特別徴収だけじゃなく、普通徴収の方もいらっしゃると思いますが、そういった人に対しては、これは同じように適用されるのかどうかもちょうと説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど第25条ただし書とおっしゃいましたけれども、先ほどの質問につきましては、附則第14項の新規の分であると思われるので、14項のご説明をさせていただきたいと思います。

14項に詳細にお尋ねですけれども、資格取得の届出、例えば社会保険とか国民健康保険とかですけれども、届出の期間14日と定められていますけれども、その14日以内であるないにもかかわらず、届出の時期により若干異なりますけれども、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限につきましては、国保税減免の対象となる特例の附則でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、課長の方から説明を受けて、これは年金天引きの特徴の方ですが、普通徴収の方も対象になるということはどこかでうたわれているのかなと。うちの場合、これの申請をしなかったら結果的にはこの対象には、申請主義のやつですよ、これ。申告があつて、1年遅れて申告があつて非常に減っていたとかいう場合にはもう手遅れという話ですか。どういうことでしょうか。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

附則では、１４日以内という社会保険から国民健康保険の届出の話があるんですけども、この新型コロナウイルスの関係で遅れても、２年の２月１日から来年３月３１日の分も全て減免対象にしますよということでございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第４４号に対する質疑というよりも、説明を、体系のちょっと概要、理解をいたしたいので。第２条では、つまり、この新型コロナに感染した場合に傷病手当を受けることができる。

議員 今、４３号です。

鈴木議員 ４３号か、ごめん。

議員 ４４号ではございません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第４３号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第４３号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は１０時１０分です。

(午前 ９時５９分 休憩)

(午前１０時１０分 再開)

河合議長 それでは、再開します。

日程第１０、議第４４号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第44号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、また、発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対して傷病手当金を支給し、休みやすい環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

支給額については、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じ、さらに日数を乗じた額となります。

適用については、本年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間で、入院が継続する場合は、傷病手当金支給開始日から最長1年6か月となります。

なお、規則で定める日は9月30日を予定しております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 先ほどは大変勘違いをいたしまして申し訳ありません。おわび申し上げます。

議第44号ですが、ちょっと体系的に理解をしておきたいので教えていただきたいと思うんですが、2条、3条、4条の関係ですが、コロナに感染をした場合に傷病手当を受けることがまずできると。その次には、感染期間の何とかは、3条ですか、これは計算に入れない。入らないんですか。何かよく分からないんですが。その差額がある場合は、一番最初、4条で町が払う、町が負担すると。その町が支払った分は事業者で後で払ってもらおうと。こういう2、3、4、附則のらびになられているんですが、少しこの説明をお願いできませんか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

附則の2条から附則の4条までの説明ということですので、まず、順を追って説明させていただきたいと思います。

第2条につきましては、先ほど来おっしゃっていただいておりますとおり、新型コロナウイルスに感染された方、感染はされなかったんですが感染の疑いがあった場合の方が、お仕事を休まれて、要は労務に服することができなくなった日、仕事ができなくなった日から計算して3日を経過した日から、本来就労を予定すべき日の分に関して傷病手当金を支給するという規定になっており

ます。それが第2条の第1項でございます。

第2項につきましては、その計算方法でございます。1日につき幾らになるのかという計算方法で、コロナにかかった月の傷病手当金が支給される月の前月の3か月間の給与収入の合計額をその3か月で働かれた就労日数で割った額の3分の2の額が傷病手当金になりますので、そこから休まれた日にちの日数を掛けて、その分については傷病手当を支給するという規定になってございます。

3項につきましては、その支給を始めた日から最長1年6か月を超えないものになっておりますので、来年以降にまで支給の方が、もしコロナの方で長期療養された場合については、1年6か月まで最長出されると。

第3条につきましては、こちらにつきましては、傷病手当金と給料の方の調整の規定になっております。もともと傷病手当金の方は支給されるんですが、傷病手当金が支給をされるのと、併せて給料の方が休まれたときに支給がされた場合、いわゆる有給休暇が取れた場合、傷病手当金と有給休暇のそれが傷病手当金を超えている場合は傷病手当は当然支給の方は対象とならない。給料の方が傷病手当よりも少ない場合は、この傷病手当から給料を差し引いた分の差額を支給するというふうになっている規定でございます。

続いて、第4条、最後の条でございますけども、こちらにつきましては、第4条で本来給料の方を支給しますよという話だったんですが、例えばこの景気動向等で給料の方が払えなくなりましたという話になった場合は、本来差額なり傷病手当金が支給されてないという方について、本来もらえるべき給料がもらえなくなりましたので、その場合、当然何も無給になってしまいますので、その分、傷病手当の方を支給しますよと。本来払うべき給料が払えなくなったということです。傷病手当金、本来の給料の分の差額分については、事業所の方から本町が徴収をするという、これは、こちらの方につきましては健康保険法の規定と同様の規定になっておるんですけども、そういう形で、今回の改正の体系につきましては以上となっております。ご理解の方、よろしくお願い致します。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第44号につきまして質疑をさせていただきます。

これはひっくるめて言いますと、国民健康保険に加入されている方は全員が対象ということになると取っていいんでしょうか。個人事業主の方が傷病手当が外されていて、本当に望まれているんですけども、社会保険以外の方はみんなこの対象になる、その捉まえでよろしいでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

第2条の方に規定の方がありますとおり、給与等の支払いを受けている被保険者というふうになっておりますので、個人事業主の方については対象となりません。ただ、個人事業主のところで働いておられる青色申告、白色申告の方は、今回傷病手当の対象となりますので、ご理解の方をお願いします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、個人事業主は対象外だという返答だったんですけども、私の情報が間違っていなかったら、甲賀市はこの機会に事業主さんにも対象を広げたという情報を持っているんですけども、私たちの町の場合はそういうことを行うことに論議があったのか、全くしてないのか、いずれでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

甲賀市の方が個人事業主に傷病手当というより、あれは確かに慰労金だったと思いますけれども、一律支給されるというのは聞いております。こちらにつきましては、基本的に被用者の方の傷病手当金を支給する場合、国の財政支援の方がございますので、国の財政支援、全額特別調整交付金で措置されますので、その部分に関しては基本的に今回対象とさせていただきました。

ただ、個人事業主につきましては、傷病手当金の算定が難しいという部分と、あと、個人事業主の方につきましては、持続化給付金等、ほかの新型コロナに関する諸制度の方がありますので、そちらの方をご活用いただければということで、今回対象の方からは外させていただいております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 分かりましたので。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第 39 条の規定により、議第 44 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第 44 号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 11、議第 45 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 45 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合、または事業収入等の減少が見込まれる場合に介護保険料を減免する制度を創設するものであります。

対象者は、主たる生計者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者、または新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかの減少見込額が 10 分の 3 以上であり、なおかつ、減少が見込まれる収入を除く前年の所得の合計額が 400 万円以下となる世帯の被保険者となります。

対象保険料は、本年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに納期限が定められている介護保険料となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第45号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、ただいま町長の方から提案がされましたが、この対象になる前年の所得の合計額が400万以下であることと、減少する見込みが。400万以下の介護保険世帯、世帯というか、徴収されている世帯の豊郷町の全体の中で何件あるんでしょうか、今の現状で行くと。この400万以上ある方は対象にならないみたいですが、一応前年度所得の合計額が400万以下であることということで、主たる生計者やその世帯の方のコロナウイルスのための影響ということで対策が打たれておりますが、対象となる豊郷の現況の世帯は何件あるか、説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の減免の対象となる前年の所得の合計金額が400万以下の世帯、現時点につきましては、400万以下の合計が1,879世帯でございます。

ただ、こちらの規定につきましては、第9条の第1項第2号イのところにもありますとおり、減収することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額となっておりますので、例えば給与収入が1,000万円ある方で、そこ以外の所得、給与収入があつて、給与収入以外の収入が0の方で、例えば今回のコロナの関係で給与収入が30%以下になった方につきましては、その1,000万、所得以外の合計所得になりますので、この方は400万円に含まれるという解釈の方になりますので、現時点で全ての被保険者の人数につきましては、すいません、ちょっと待ってくださいね。先ほど申し上げました1,800人以外の合計1,916名の方全てが対象となる可能性がありますので、現時点では400万円以下の世帯につきましては1,879で、400万円を超える人数につきましては37名おられますけども、こちらの方の事業収入とかが例えば10分の3以下になって、それを除く合計所得が400万円以下になれば、当然今回の減免の対象にはなつてこようかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

北川議員 はい。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、質疑をさせていただきます。

先ほど同僚議員から年400万円以下であることが条件になっているということで、そういう答弁がありましたけども。私が思うには、これを決まったというか、400円以下が決まったというのは、僕は、400万以上であろうが600万以上であろうが1,000万以上であろうが、その方たちはそれなりの税を払っております。収入はあればあるだけの税を払っております。この400万円以下であるということの基本的なことがどこでどういうふううちの町で決まっていたかというのを知りたいと思っています。

以上です。ちょっと教えてください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員のご質疑にお答えいたします。

400万円の根拠はということでございますけれども、こちらにつきまして、国の方の介護保険の第1号被保険者の減免に関する財政支援というのがございまして、こちらの規定の400万円以下の方を対象とした場合は減免額の全額が国庫対象となることで、今回400万として定めさせていただいております。基準につきましては、国の方の基準を準用させていただいております。

以上です。

河合議長 北川議員、再質疑ありますか。

北川議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第45号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第45号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第12、議第46号豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第46号豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

滋賀県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者または発熱等の症状があり感染が疑われる利用者に対して傷病手当金を支給する制度が創設されました。これを受け、本町の後期高齢者医療の被保険者の傷病手当金の申請を受け付けるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ、確認だけですが、後期高齢者制度そのものに反対をしているんですが、今回はこれは、つまり75歳以上の方で働いておられる方がけがをされたときに傷病手当は受けられるように、その受付だけを町がするという事務的な改正だというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、事務的な今回改正となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、第46号について質疑をします。

私も確認なんですけれども、これはコロナの文言が全く入っていませんから、これから未来永劫この条項がずっと使われていくということによろしいのでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

条例の中には文言の方はありませんけれども、先ほど町長の方が提案説明で申し上げましたとおり、今回の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者または発熱等の症状が疑われる被用者に対して傷病手当を適用する旨、ご説明の方をさせていただいておりますとおり、今回この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の傷病手当に該当する部分でございますので、ご理解の方、よろしくお願いします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

傷病手当につきましては、本当に該当される方々は待ち望んでおられましたので、これからコロナが終息して、コロナじゃないということでの傷病手当をずっとやっていく、これをずっと生かしていくということは、町として考えておられるのかどうか、もう打切りにしてしまうのかどうか、教えてください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑の方にお答えいたします。

こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合の方で行われる傷病手当というふうになっておりますので、今回、新型コロナ以外の傷病手当については、後期高齢者の方で現時点で支給の予定の方はありませんので、今回の部分に関しては、コロナの対策が終われば当然終結するものと考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４６号について採決をいたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 13、議第 47 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 47 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例改正については、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正され、放課後児童支援員となる研修の場として、中核市の長が行う研修の機会が増加されましたので、所要の改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、12 番。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第 47 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、質疑を行います。

町長もおっしゃいましたが、今回その、もしくは同法第 252 条の 22 の第 1 項の中核市が加えられたということですが、これは滋賀県におきましては、これまで豊郷の指導員の皆さんの研修って、大津まで行かなきゃいけないとか遠かったんですけれども、この中核市というのはこの近くでいうとどこになるんでしょうか。

それと、今現在、この指導員の皆さん、児童指導員の皆さんの中で、この研修を修了されて指導員の資格を持っておられる方の現況の人数と、まだその研修が終わってない方のその研修を修了させていただくためにはどういうことを今年度はされるんですか。これでちょっと研修を受けやすくなったのか、そういうところまでちょっと説明をお願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目、中核市でこの近隣にはどこにあるかということですが、近隣では、大津市、岐阜市が近隣となっております。

今現在の学童の指導員の中で、有資格者は5名となっております。今資格を持っていない指導員につきましては、また、研修の照会等がありましたら、また研修に行ってもらうようにしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、研修はまだ大津の方まで行かないけないということで残念ですけど、やっぱり研修の機会をちゃんと保障していく指導員の皆さんの勤務体系もつくっていくことが、やっぱり長い目で見たら、子供たちへのいろいろな指導とか、また、子供たちを安全に放課後保育していくということで大事なことで、そういうことは教育委員会の方でまだ研修できていない方に対しては計画的に、やっぱりその年に入ってくれたらその年に全部指導員の資格が取れるようにしていただきたいと思いますと思いますが、そういったことの対策をよろしく願います。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

確かに指導員さんの研修は大事であります。研修を促すことは教育委員会の仕事でもあると考えておりますが、研修に行かれた方を指導者として伝達を行うのも1つの研修だと思っておりますので、幅広く研修を捉えて質の向上を図っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 ないです。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第47号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第１４、議第４８号令和２年度豊郷町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第４８号令和２年度豊郷町一般会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億２５５万８,０００円を追加し、歳入歳出予算総額を５８億９,９３６万５,０００円とするものでございます。

歳入では、使用料及び手数料７９万３,０００円、国庫支出金２,４１４万８,０００円、県支出金２１２万８,０００円、繰入金５,６７８万９,０００円、諸収入１,８７０万円を追加するものであります。

次に、歳出では、議会費３２万２,０００円、総務費３,５３７万６,０００円、農林水産業費１８万円、商工費２,５００万円、土木費１,０２１万３,０００円、消防費１０６万９,０００円、教育費３,５５６万２,０００円を追加し、民生費１０６万１,０００円、衛生費４１０万３,０００円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目３教育費国庫補助金について、公立学校情報機器整備費補助金として１,４７１万５,０００円、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います歳入不足額５,６７８万９,０００円を財政調整基金から繰入れにより一般財源に充てるものであります。

歳出では、款１議会費から款１０教育費までの各目におけます節２給料、節３職員手当等、節４共済費について、職員の異動等からの人事交流分の調整を行いまして計上したものであります。

また、款２総務費、項１総務管理費、目１０地域づくり推進事業費では、宝くじ助成事業に係ります補助金等として２,４０４万５,０００円、款７商工費、項１商工費、目１商工振興費では、中小企業等感染症対策臨時支援金として２,５００万円、款１０教育費、項２小学校費、目２豊郷小学校教育振興費１,７９１万２,０００円、同じく目４、日栄小学校教育振興費１,７２４万３,０００円、同じく項３中学校費、目２教育振興費１,６００万６,０００円

につきましては、タブレット購入費等によるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）につきまして、質疑をさせていただきます。

歳出の方で行きます。

まず、11ページです。

目、地域づくり推進事業費の中で、一般コミュニティ助成事業、これはどこにどのような事業を狙っているのか。また、この全ての項目ですね。地域防災組織育成助成事業とは、コミュニティセンター助成事業補助金の使われ方、個性輝く自治活動事業補助金、どこなのかをお願いします。

それから、13ページです。

目12障害福祉費、13の委託料につきまして、この事業内容、そして、どの程度の人数を見込んでいるのか、をお願いします。

14ページです。

3の愛里保育園施設費におきまして、2、給料というところで、会計年度任用職員給が267万8,000円増額ですけれども、会計年度任用職員につきましては、一般質問でお聞きしたときに、月給は減るけれどもボーナスが出るから増えますという答弁いただいていたんですけども、これはそういうことになっているのか、お答えをお願いします。何人分なのかと。

それから、16ページです。

農林水産業費の中の農業総務費、19の負補交につきまして、ハウスの強靱化緊急対策事業とありますけれども、どこにこれ、どのような依頼があって、どのような協議のもとにこれに決まったのかを教えてください。

商工費につきまして、商工振興費の中の負補交、中小企業等感染症対策臨時支援金につきまして、具体的な説明をお願いします。

道路橋梁費につきまして、13、委託料、15、工事請負費、これ、22はそれに関するものかなと想定するんですけども、どこをどのように改良するのか、をお願いします。

続きまして、18から始まっていますかね、小学校費、また、中学校費になるんですけども、GIGAのいよいよ校内通信ネットワーク整備事業委託料、庁用器具費などはGIGA関係だとお聞きしましたけれども、いつ頃にどの程

度のものを備えることができるのか、また、こういうのはいろんなところに事業所があると思うんですけども、何社ぐらいに声をかけてやろうと思ってもらえるのか教えてください。

以上です。

企画振興課長

議長。

河合議長

清水企画課長。

企画振興課長

それでは、6番議員さんのご質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

私の方は、11ページの地域づくり推進事業費についてでございます。

まず、1つ目の一般コミュニティ助成事業につきましては、これは大字吉田で公園にブランコとか滑り台等の遊具の設置のための補助金でございます。

その次の地域防災組織育成助成事業につきましては、これは大字高野瀬の消防の小型ポンプと備品一式の整備のための補助でございます。

それから、その下のコミュニティセンター助成事業と個性輝くにつきましては、両方合わせまして大字四十九院が公民館を建設されるということで、それに対する補助ということになります。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

高橋議員の質疑にお答えします。

14ページの愛里保育園施設費の会計年度任用職員の給料が増えている部分につきましては、当初は、園長についてですけども、会計年度職員で予定していなかったもので、その分を追加で上げているということになります。

以上です。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは13ページ、3、1、12、障害福祉費の13、委託料、訪問入浴サービス事業委託料についてご説明をさせていただきます。

対象につきましては、重度心身障害をお持ちの方になります。内容につきましては、利用者の居室内へ設備を搬入しまして、居宅で入浴できるサービスとなっております。1名分です。

以上です。

産業振興課長

議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは、16ページの農林水産業費の負補交28万6,000円の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金について、どこにということやったんですけども、こちらは雨降野の近江園芸さんという花を生産されている農家さんで、事業につきましては、強風等による災害によるハウスの倒壊防止に係るハウスの補強に利用される補助金です。

その下の商工費の商工費の負補交で中小企業等感染症対策臨時支援金につきまして具体的な説明をということやったんですけども、こちらの方、中小企業、また、個人事業主に対するコロナ対策の支援金でございます。令和2年中に同年の同月比で20%以上売上げが減少した中小企業、また、個人事業主に対しまして、支援金を支給するものです。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 それでは、私の方からは、17ページ、道路橋梁費、13、委託料50万円の増額ならびに15、工事請負費、22、補償、補填についてご説明させていただきます。

まず、委託料50万円の増額につきましては、場所につきましては四十九院になります。字からの要望で、町道に道路側溝を設けるために設計費用を計上させてもらった部分になります。15、工事請負費ならびに22、補償、補填につきましては、道路の工事になりますけれども、場所については三ツ池の字内になります。三ツ池字内の道路拡幅工事ということで、住民さんから寄附を頂いた場所を利用いたしまして拡幅をさせていただきます。道路側溝を両側に入れさせていただくものであります。補填につきましては、そのところに電柱がございますので、電柱を移設するための費用になっております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 私の方からは、小中学校のGIGAのことについてお答えさせていただきます。

今回タブレット等の購入につきましては、県で一括で調達するというふうになっておりますので、ご理解の方をお願いします。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、11ページの地域づくり推進事業なんですけれども、こういうのが今回上げられているんですけれども、大体こういう事業というのは何年ぐらいかけて皆さん要望なさって実現しているのか。大体もう要望したら、めったなことがない限り順調にこうやって予算化できるのかどうかを教えてください。

それから、3の愛里保育園の施設費なんですけれども、これは園長さんの給料の分ですね。会計年度任用の職員として園長先生がいらした、新しい方がいらしたのは分かっているんですけれども。ということは、私が質問していました会計年度の任用の職員が今回またこの時期ですから、お給料のこと、また、ボーナスのことが現れてきているのかなと思ったんですけれども、結局、会計年度の任用の制度を取り入れたことが職員さんにとってはどうだったんだろうなというのを聞きたいので、教えてください。

それから、農業ハウスの件で、これは16ページですね。農業ハウスにつきましても、こういう事業を要請したらどの程度の期間を要して、そして予算化に至るのか、いつぐらいから要望なさっていたのかを教えてください。

商工費の中の中小企業感染症対策臨時支援金なんですけれども、対象の事業者は何件ぐらい今あるんでしょうか。

17ページの道路橋梁費なんですけれども、こういう事業もいつ頃から要望があったのかなど教えてください。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、6番議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、要望につきましては、この補助金につきましては、一般財団法人自治総合センターというところから要望のあるところはということで照会が来まして、各字に要望がある方は手を挙げてくださいということでお知らせをしておりますのが毎年8月の終わり頃になります。それから、9月頃に申請をいただきまして、それが採択されるか、されないかという回答が3月の終わりにしか参りませんので、この時期の予算化ということになりますけれども、大体ここ最近ですと、要望されたものは採択をされているというようなことになりますけれども、このときにその年度に全国から集まりますので、ものによってはどうか、タイミングによっては1年で採択されない場合も出てくるかも分かりません。それはもうそのときの全国の状況によりますので、一概には言えないということになります。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

愛里保育園施設費の中の会計年度任用職員の対応についてはどうなったのかということでございますけれども、先ほど山田総務課長が申し上げましたとおり、この給与につきましては園長先生の分、また、ほかの方々については変動はございませんし、その会計年度任用職員というのは以前にもご説明させていただいたと思うんですけれども、やはりそういう処遇に対しての改善が図られたのかなという思いで、年収ベースでは、ざっくりと平均を取ってみますと約6万程度は上がっているのではないかなということ、また、手当等についても優遇されているというふうに考えておりますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方から、16ページの農林水産業費の農業費の負補交について、いつ頃から計画をされていたのかということなんですけれども、今年の1月頃から計画されて、2月に県の承認を受けたものです。

そして、7の商工費の負補交について、対象事業者の数はということなんですけれども、こちらの方、中小企業につきまして200件、そして、個人事業主に対しまして250件を見込んでおりまして、このうちの約80%の事業所が影響を受けているものと考え、360件を見込んで、このうち、持続化給付金及び県の休業要請に応じた企業は対象外となりますので、これを差し引いた250件分を対象としております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の要望はいつ頃からかという質疑にお答えさせていただきます。

基本、地域整備課の要望につきましては、前年度に区長からの要望で当初予算に計上させていただいておりますけれども、要望があった箇所につきましては、随時できる箇所については予算化をさせていただいておりますので、四十九院につきましては、今回4月に要望がありまして、6月議会に間に合いましたので、要望の方をさせていただいております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、17ページの町の道路整備事業なんですけれども、大体どの辺りとか分かったら、大きい道なら大体想像がつきますので、近くに何かあるとか、そういう表現で結構ですので、お願いします。私が想像するに、隣保館の辺りの拡幅云々というのを聞いたことがあるんですけども、それになるのかどうか教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正で上げさせていただきます工事請負費につきましては、三ツ池内になるんですけども、三ツ池内の一乗寺というお寺から町道大町八号線に続いている道を拡幅させていただくものであります。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）について質疑をさせていただきます。

教育委員会の方にお尋ねをしたいと思います。

先ほど同僚議員からもありましたように、校内の通信ネットワークの環境なんですけども、それも大事なことで、一番大事なのは、これを指導する先生方の研修等々はどのような状況になっているのか、答弁をお願いします。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員さんのご質疑にお答えいたします。

先生方の研修等につきましては、これからいろいろと研修を教育委員会の方で積みながら、情報交換も行いながら行っていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質疑はありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 前の答弁とよう似た答弁やと思うのやけども、もうちょっと踏み込んだ研修等々はやってないんですか。一番これが大事なことです。器具等々はお金で買えますけども、子供らに教えるということから考えたら、教育委員会としてはどのように対応を取っているのか、ここをはっきりしていただきたいと思います。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員さんの再質疑にお答えいたします。

G I G Aスクール構想というのが昨年度始まったばかりでございます。そして、今、緊急に進めている事業でありますので、国、県の方もまだ研修のところまでは行っていないのは現実であります。しかし、このコロナウイルスの休校中に、各学校では情報教育の先生を中心として研修を進めてもらっている、あるいは具体的にどんなことができるのかということのをそれぞれ校内でもって研修しているのが実情であります。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再々質疑はありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

北川議員 はい。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）で質疑を行います。

先ほどから同僚議員も何度もお聞きしていると思いますけども、16ページの商工費で中小企業等感染症対策支援金、今説明がありました360件、250件、これ、これ商工会員で入っている人が確か193件だったと思います、個人事業主も入れて。それで、2,500万の予算を組んでおりますが、大体その数字でいって、申し込みされて1社当たりどのぐらいの費用を見えていますか。最高金額、要するに、50万見えているのか、最高は10万で止めるのか、5万で止めるのかとか、そういうのがあると思います。全額、全社とも、また、要望があれば、やはり審査もしなくちゃならないと思っておりますが、そこら辺を重視して金額的にどのぐらい1社当たり見えているか、分かる範囲でよろしいさかいに教えてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどの中小企業等の感染症対策臨時支援金のまず対象者につきましてですが、こちらの方は、中小企業ということで法人登録のある企業を調べさせてもらって、それが町内に200社あったのと、また、個人事業主に対しましては、確定申告なりで営業所得の上がっている個人事業主を算定したところ250件ありまして、ここでまず8割の方が20%以上の減少を受けているというふうに見込みまして、そのうち持続化給付金及び休業要請に応じた支援金の対象となった事業所を引いて、その数が250件と見込んでおります。先ほど商工会の数が百九十数件ということなんですけど、商工会に加入されておられない方もたくさんおられるということで、今の法人等の、また、個人事業主に対しましては算定をさせていただきました。

また、金額につきましては、一律10万円を予定しております。

以上です。

河合議長 北川議員、再質疑ありますか。

北川議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）で、歳入のところは7ページのところですね。この款13、項1、目4の土木使用料ですね。この行政財産使用料、敷地使用料、これは全員協議会のときに説明もありましたが、ちょっともうちょっと説明していただきたいと思います。

3件に対してその使用料を請求するということで、Aさんが43万2,063円というのは、この土地の評価額は幾らですか。そして、その対象、分譲地と緑地の一部ということで、緑地も宅地並みに換算するということでしたので、平米数も教えてください。その合わせた平米数。Bさんは13万1,688円、緑地の一部ということですが、これについても評価額と、それから平米数を教えてください。Cさん、22万9,164円ということでしたが、これも土地評価額と、それから平米数を教えてください。

そして、これ、3年ということで算定したということですが、やはり今日の午前中でも思いましたが、やっぱり公職にある人とか、そういう農業委員のいろんな仕事も受けてはるような方たちがいる場合には、それなりのやっぱり処分も必要じゃないかなと思うんですよね。だから、これ、町民的には、非常に延滞金も取らないということで甘い使用料設定じゃないかという指摘を受けそ

うな案件なんです、その点については、どういう判断で町長はこの金額設定を判断されたのか説明してください。

それと、その下の款 14 国庫支出金のところで、目 1 総務費、国庫支出金の中で国庫補助金の中、マイナポイント事業費補助金というのが上がっているんですが、このマイナポイント事業費補助金というのはどういう形で町内で事業化されるのか、この概要だけ教えてください。

それから、次は、支出の方で、歳出で 18 ページの款 10 の教育費の中で目 3 の教育振興費で 22 番、補償、補填及び賠償金の中で、損失保障費ということで 60 万 7,000 円が増額補正で上がっておりますけれども、この損失補償費というのはどういう中身なのか、中身を説明してください。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

全員協議会でもご説明させていただきましたが、Aさんについての専有面積でございます。分譲地の方が 205.73 平米、緑地の方が 173.27 平米でございます。評価額でございますが、195 万 4,435 円と 274 万 3,505 円でございます。続きまして、Bさんなんですけども、緑地 115.51 平米、評価額 274 万 3,505 円でございます。Cさんが、面積ですが 212.19 平米、評価額が 190 万 9,710 円でございます。

それと、今日、3名おられまして金額的にどうなのかというようなご質問であったと思いますけれども、当町といたしましては、弁護士に法的に可能な対応をお願いし、一任することで依頼しておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12 番議員さんのご質疑にお答えをします。

私の方は、7 ページ、款 14 国庫支出金の中で、マイナポイント事業費補助金 226 万 7,000 円についてでございます。

これにつきましては、マイナポイント事業ということの説明をということでやったと思うんですけれども、マイナポイント事業というものは、マイナバーカードを利用して、そこに現金をチャージして、それをキャッシュレス決済に使うと一定の金額がキャッシュバックされるという制度が間もなく国の方で

行われます。それを周知するために、各全国の市町村でマイナンバーカードにパスワードを設定する支援をする人間を置いたり広報に掲載したりというようなことで周知を図るということを目的に、各市町で事業を行ってほしいということで補助金を頂くものでございまして、本町につきましてはこの額ということになります。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私は１８ページの２２、補償、補填及び賠償金が何かということなんですけれども、こちらにつきましては、３月２日から学校が臨時休業をいたしました。それに伴います発注していた食材に係る違約金でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 最初に、弁護士に頼んで全部法的処理をしてもらったという言い方なんです、弁護士は弁護士としてのあれ、ありますが、その算定基準は、一般的な使用料はどのくらいの割合で来るかというのと時効に関する３年分だけなんですよね。でも、普通はやっぱ町有地の不法占有ですから、それにプラス損害賠償ならびにやはりそういう町のそれまで利用できなかった分の慰謝料的な請求も十分できると思うんです。その延滞金もつかない。そういうことで、これを行く行くはそれをまた町有地の売却処分を持っていく方向にあるわけですから、やっぱりそういうところはちゃんと町として襟を正す方が町民感情としてはすっきりするんじゃないかなと思います、そういったことは弁護士に相談するときに、町としてのこういう中身でいろいろ延滞使用料を算定の基準として入れてほしいということは、町としては何も言わなかったのか、そのことをちょっと説明してください。

それと、教育委員会、休業中の食材費の損失補填だということですが、これは学校給食に係る部分で、いろんな自治体ではそれを皆さんにお配りしたりフードバンクに届けたり、いろんなことがありましたけれども、うちの場合はこの小中学校で食材費は、一応給食費が無料化していますから、町が全部負担をしていると思うんですが、受け取ったその休業中の食材を有効活用しようとか、そういう点の教育委員会の検討はなかったんでしょうか。契約上、その損失補

償はしなきゃいけないという契約になったらせなあかんのですわ、確かにね。それはしゃあないとして。でも、それは町として、それは子供たちのその当時学童保育はずっと弁当持ちで来ているし、いろんなことがありましたけど、そういう親御さんの食材に町として提供してあげるとか、何かそういう、うちは学校給食会が多いと思うんですが、それに転用とかいう形の検討なんかはなかったんでしょうか。業者とかそういう搬入先に対しては契約条項は守らなあかんのでしゃあないと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

請求についてでございますが、全協でも言いました。先ほども言いましたとおりで、法的に可能な対応ということで弁護士にお願いしておりますので、その点をご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

あと、延滞金等についてでございますが、この占有されていた方3名につきまして、全協でも言いましたが、弁護士の通知を受けて早急に対応していただいたという形でございます。当然延滞金については期限を持って、それに遅れた場合につくことでございますので、弁護士通知による早急という形の通知に対して応じていただいたという形で町としては認識しております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

食材の有効活用ということですが、そちらにつきましては、町内の福祉施設にお配りさせていただいたり、あと、学童とか保育園の子供たちに手作りおやつを提供するということで有効活用させていただきました。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議

ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第４８号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１５、議第４９号令和２年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から日程第１９、議第５３号令和２年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第４９号令和２年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５９１万３，０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ８億６，９０９万４，０００円とするものでございます。

歳入では、県支出金１９２万円、繰入金３９９万３，０００円を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費３９９万３，０００円、保険給付費１９２万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、５ページ、款４県支出金、項１県補助金１９２万円の増額につきましては、傷病手当金の支給に係る特別調整交付金の追加によるものであります。款６繰入金、項１一般会計繰入金３９９万３，０００円の増額につきましては、職員の人事異動等に伴います人事交流分を計上したものであります。

次に、歳出、これは６ページ、款１総務費、項１総務管理費３９８万１，０００円及び項２徴税費１万２，０００円の増額につきましては、職員の人事異動に伴います人事交流分を計上したものであります。また、款２保険給付費、項６傷病手当金諸費１９２万円の増額につきましては、傷病手当金の追加によるものであります。

次に、議第５０号令和２年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ５８７万６，０００円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ７億１，３２２万２，０００円とするものでございます。

歳入では、繰入金 5 8 7 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費 2 4 万 7, 0 0 0 円、地域支援事業費 5 6 2 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入歳出とも職員の人事異動等に伴います人事交流分の調整を行い、給料、職員手当と共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第 5 1 号令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7, 0 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入では、繰入金 8 6 万 2, 0 0 0 円を追加するものであり、次に、歳出では、総務費 8 6 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入歳出ともに職員の人事異動等に伴います人事交流分の調整を行い、給料、職員手当と共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第 5 2 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 2 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入支出それぞれ 4 5 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、収入総額を 2 億 1, 6 2 1 万 1, 0 0 0 円、支出総額を 3 億 5, 9 1 2 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

収入の内訳では、営業外収益が 4 5 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、支出の内訳は、営業費用 4 5 8 万 4, 0 0 0 円を増額するものであります。

第 3 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 2, 0 1 0 万 9, 0 0 0 円とし、第 4 条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、2, 0 1 0 万 9, 0 0 0 円に改めるものです。

次に、議第 5 3 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 2 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入支出それぞれ 4 3 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、収入総額を 2 億 5 8 6 万 3. 0 0 0 円、支出総額を 2 億 3, 7 6 0 万 2, 0 0 0 円とするものです。

収入の内訳では営業外収益 4 3 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、支出の内訳は営業費用 4 3 9 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。

第 3 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 1, 5 7 3 万 9, 0 0 0 円とし、第 4 条の他会計からの補助金については、職

員給与費相当額を1,573万9,000円に改めるものでございます。

以上、議第49号から議第53号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。議第何号の何ページと言ってください。

高橋議員 議第49号のページというよりも、この予算を計上した時点で、本町のこの国民健康保険税事業において滞納の状況を知りたいと思います。短期、それから資格証明書等の区別でお知らせをお願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。直接議題とは関係ありませんが、ご答弁させていただきます。

資格証明書につきましては5世帯5名、短期証につきましては39世帯74名となっております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第49号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第49号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、これより、議第50号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 5 0 号令和 2 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 5 0 号は原案どおり可決されました。

次に、議第 5 1 号令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 5 1 号令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第 5 1 号は原案のとおり可決されました。

これより、議第 5 2 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 5 2 号は原案どおり可決されました。

次に、これより、議第 5 3 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 5 3 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 5 3 号は原案どおり可決されました。

日程第 2 0、発議第 4 号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

発議第４号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には、議会の議決が必要ですので、提案するものがあります。

お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認め、したがって、発議第４号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

少し早いですが、お昼にいたしますので。再開は、１２時５０分です。

(午前１１時３７分 休憩)

(午後 ０時５０分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第２１、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。

また、質問者は、会議規則第５４条、第６１条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第１２９条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問する時間は１人３０分ですが、今日の状況を踏まえ、議員の皆さんにはご配慮、ご協力をよろしくお願いいたします。

日比野雄二議員の質問を許します。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 質問をいたします。まず、一括で質問して、あと、再質問の方から一問一答でお願いいたします。先ほど議長が言われましたように、要請がありますように、何とか１５分で終わるように努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、１ですけども、緊急時の危機管理について問うというところで、近年、自然災害は１００年に１度とか５０年に１度という災害が発生しておりますが、今後これが当たり前になると考えなければならない。また、今回のコロナウイルスでのオンライン対応について下記を問う。

まず、１つ、全町に対応した広域避難場所と防災道路の整備状況はどうか。

2 番目に、災害備蓄の現状はどうか。水、食料等。

3 番目に、災害時の連絡網はどうか。安否確認システム等でございます。

4 番目に、災害時の拠点はどうか。現庁舎建て替えは決まりましたけども、まだ2年ほどかかるというところで、庁舎が地震で、今来てもおかしくないような状況で壊滅したときの拠点はどうか。

5 番目ですけども、コロナ終息後の社会変革を先取りしたオンライン化の取組について問。リモート事業とかテレワーク等です。

2 番目ですけども、コミュニティ助成事業の適用外の事業の助成検討についてということで、これはもう昨年12月に私の方から質問させていただきまして、町の方は検討課題ということで、回数、金額、対象事業などを検討するとの回答でございました。

あれから半年たっております。その後、どのように検討されたか。また、具体的にどのような方策をされることとなったのか、方策の提示を問う。

以上でございます。1について、一問一答で回答をお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、日比野議員の緊急時の危機管理に問うについてお答えします。

近年の自然災害は100年に1度、50年に1度という災害が発生しているが、今後これが当たり前になっていくと考えなければならない。また、今回コロナウイルスでのオンライン対応について、①から⑤についてお答えします。

全町に対応した広域避難場所と防災道路の整備状況はどうかについては、広域避難場所として、豊郷小学校、日栄小学校、豊日中学校、町民体育館、豊栄のさとをしており、整備については問題ないと考えております。

また、道路状況についてですが、広域避難場所への道路の整備は整っております。防災道路については、集落内の防災道路ですと2か所予定をしており、地元と協議している状況でございます。

②の災害備蓄の状況はどうかについてですが、前回の地域防災計画から令和元年度に更新した地域防災計画のうち、備蓄する数量が増加しております。順次、備蓄していく考えです。

③の災害時の連絡網はどうかについて、職員の安否確認は、メールにて安否確認を行います。町民については、避難指示が出た場合、避難所に避難していただきます。そこで、職員、区長または役員などが避難人数を把握して、災害対策本部に報告する形となっております。

④災害時の拠点はどうかについては、災害対策本部は別館３階で開くのがマニュアルとなっておりますが、実際は玄関ロビーで開催しております。本館部分が倒壊した場合は、本来の別館３階で開催します。

⑤のコロナ終息後の社会変革を先取りしたオンライン化の取組について問うについては、リモート事業については、今年度国が推奨しているGIGAスクールを推し進め、ICTを活用したリモート事業を行います。個人情報や著作権の保護など児童・生徒に対して必要な指導を行うとともに、教員の資質向上のための研修が必要であり、県教育委員会などと連携して取り組んでいきたいと考えております。

テレワークにつきましては、検討いたしました。職員の端末は庁舎内のみのグループの回線、住民基本台帳、税務、福祉などの業務を扱う端末の回線、国に接続されている回線、インターネット回線の４回線が交わらないように配線されております。これは、平成２８年に、情報漏えいが起きないように、回線をサーバーで管理するのではなく物理的に分けるよう国から指示がありました。そのため、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策において、テレワークが実施できていません。全国的にも地方自治体のテレワークがあまり進まなかった事実も踏まえ、今後もテレワークが困難であると考えております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、１番議員のコミュニティ助成事業適用外の事業の助成検討についてのご質問にお答えをします。

１２月議会でもお答えをさせていただきましたが、本事業につきましては、令和３年度予算に反映できるように現在も検討中ございまして、現在お示しできるものがございません。一定の段階まで固まりましたら改めてお示しをさせていただきたいと考えておりますので、もう少々お時間を頂ければと思います。

以上です。

河合議長 日比野議員、再質問。

日比野議員 １番目のですけれども、緊急事態の答弁の中で、まず１番のところの防災道路、これ、一応各自治体と調整しながら今２か所あると言っておりますけれども、具体的にはどこなのかということと、２番目になりますけれども、防災備蓄の現状はどうかというところで、私が聞いたかったのは、具体的な数字が聞いたかったことで、ちなみに、豊郷町は７，０００名とするならば、国の推奨します３日分確保と

して、食事としては6万3,000食、水としては1日1人2リットルとして7,000人と考えて3日分考えると2万1,000本は必要ということになりますけども、具体的な数字での提示をお願いします。

それと、安否確認システムというのは、東日本大震災以後ほとんどの自治体及び企業で導入されておりますけども、範囲はある程度限られておりますけれども、メールとかそういうものではなくて、やはり双方性、やり取りができるような方策を取らないと、もうこれは駄目とも思いますし、金額も比較的安うございますので、できるだけ安否確認システムについては双方性を取れるような状態で一応お願いしたいと。

4番目につきましては、別館というところで、別館が倒れるようなことは無いと思いますので、そこから移すということはいいんですけど、1点だけ、防災無線の方は今どこに設置されて、もしものときに別館3階にすぐに対応できるのかどうか、そこをお伺いしたい。

5番目のコロナウイルスの終息後のオンラインということで、先ほど言いましたリモートの事業につきましては、現在、各自治体、小学校含めてですけども、普及率というのは5%ほどで非常に少のうございます。これが今回のコロナウイルスで相当高くなってきて、今後は社会変革、当然リモートもこれ、必要でありますので、リモートといえども当然双方性ですから、やっぱりそういう環境とか何かを整備せないかと。学校なら学校、役場なら役場の中でだけでの一方的な方法というのは、これは既にもう既成の事実ですから、そういうことじゃなくて、双方性をできるような形での対応を具体的にどうするか、その具体性をちょっと聞きたいと。

2番目のコミュニティにつきましては、令和3年度という予算ということで、もう2年度は飛んだような言い方をしておりますけれども。

河合議長 日比野さん。一問一答や。

日比野議員 分かりました。そしたら、まず、1問の回答だけお願いします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の再質問にお答えいたします。

1番目の今協議を行っている地区の場所はどこかという、2か所の場所はどこかという質問なんですけれども、現在、四十九院と安食西の2か所で地元と協議をしております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 日比野議員の再質問にお答えします。

②の災害備蓄の状況の数量はどうかということ、水につきましては1,620リットル、食事につきましては2,250食でございます。これにつきましては、前回の防災地域計画の中で避難人数が170人というふうに想定されておるためです。ほかには、マスク3万枚など、フェイスシールドもありますし、いろいろとそろえてはおるんですけども、特に前回の人数から変わったものと言いますと、3日分の食料を保存しなければならない。2,250から5,739食に変わっておりますし、避難人数の想定も750人から1,913人と増えております。

③の災害時の連絡網について、双方性が保てる安否確認のシステムの導入についてはどうかということですが、現在、役場ではそのようなシステムは今のところ考えていないという状況です。

④の災害時の拠点はどうかで、防災無線はどこにあって、本館が被災したときは3階に持っていけるかという質問ですが、防災無線は別館棟の2階にありますので、そこですぐに対応できるということです。

あと、⑤のテレワークにつきましては、今回のコロナウイルスで、先ほど述べたように、全国でも、個人情報扱う情報が多くて庁舎内でのグループワークがほとんどですので、なかなか難しいという状況でございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、日比野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

双方性の環境を整える具体例といたしましては、新型コロナウイルス感染対策のための臨時休業に伴い、学校に登校できない児童・生徒に対する学習指導の方法といたしまして、ICTの活用が取り上げられています。

現在、本町では、各小中学校のコンピューター室に設置しておりますコンピューターを活用いたしまして情報教育を行っておりますが、児童・生徒が学校や家庭での学習時に活用できるタブレット等の機器は配置しておりません。そのため、6月補正にて小中学校の全児童・生徒にタブレット端末の予算を計上しているところでございます。

また、タブレット等の機器が整備できたとしても、家庭におけるインターネット環境が整っていないとICTの有効活用ができないため、ただいま家庭におけるインターネット環境の状況を調査しており、その結果によって

は対応策を検討いたしたいと考えているところでございます。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 再々質問ですけれども、2番目の災害時の備蓄につきましては、参加人数とかそういう話ですけれども、震災が始まったら、もう参加どころか、どうこう言っておられませんので、できるだけ、予算の状況もありますので無理には言いませんけれども、やはり、町民が7,000名という仮定ですね。それを6,000名にするかどうかですけれども、そこら辺の数まで遡って備蓄とかそこら辺をするよう、今後予算化して検討を切にお願いしたいと思います。

それと、3番目の安否確認システム導入というのは、これ、今のところ考えてないということなんですけれども、震災が起きたときには必ずこれ、双方性が必要になります。会社でもほぼ7割から8割、これ、双方性の安否確認システムは既に導入されております。やはり将来を考えて、そこら辺の導入の検討の方も進めていっていただきたいと、そう考えております。

5番目のリモート授業につきましては、今後、震災なりいろいろな面でこれがもう社会の当たり前になります。そういうような状況を見据えて早めに、タブレットの方は予算化ということで一歩前進と思いますけれども、やはりリモート化できるような環境を整えて、やはり随時、考えておりませんではなくて、一応そういう方向でやっていくんだということでやっぱり進めていただきたいと考えております。

1問の質問につきましては以上でございます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 日比野議員の再々質問にお答えします。

②の今の予定を超えての備蓄をお願いしますということについてですけれども、今、備蓄倉庫を避難場所に設置する事業をやっておりまして、それでいきますと、備蓄をすぐに足せるように進めているんですけれども、それをしますと備蓄を予定よりもぎょうさん保てることになりますし、万が一、3日となっておりますが、3日、4日以降のことも考えねばならないかなということも思っておりますので、やっぱりこの今の基準を超えての備蓄はある程度必要ではないかと思っております。

あと、③の安否確認のシステムについて、民間の事業者とかでは7割、8割

近く導入されているという件なんですけども、これがどういうシステムかというところからまず勉強させていただきたいと思います。

以上です。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 日比野議員さんの再質問のリモート授業への進みということですが、先ほどもお話しさせてもらいましたように、今後、各家庭の状況、W i - F i 状況等を把握しながら進めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

河合議長 日比野議員、次の質問してください。

日比野議員 2 番目。はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 2 番目のコミュニティ事業ということで、先ほど説明がありましたように令和 3 年度に計上ということで、令和 2 年度が飛んだような形なんですけども、老朽化とか何かは待ってくれませんので、これで駄目であれば、本当に具体的に令和 3 年度どのような形になるか、お示しの方、しかとお願いいたします。

以上でございます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに令和 3 年度ということで、令和 2 年度、飛んでしまいますけれども、補助といいましても、全額補助ができるのか、それか一部負担なのかによりまして、また字の負担の方も出てくるかも分かりませんし、年度途中でこういう補助金つくったから皆さんやりますかと言うところで、もともと字が予定してないのを補助事業をやっていくことも難しいと思っていますので、令和 3 年度に万全を期して始めたいというような考えから、令和 3 年度をめどに検討を行っております。繰り返しになりまして大変申し訳ないんですけれども、回数とか限度額とか条件とか、それにつきましては今後検討をさせていただきたいと思っておりますので、今しばらくお時間を頂ければと思います。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問は。

日比野議員 ありません。

河合議長 次に、西澤清正議員の質問を許します。

西澤清正議員 議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 それでは、質問させていただきます。

町長に質問します。

事業者に対する新型コロナウイルスの影響分析と、その緊急対策を問うということで、新型コロナウイルスの発生以後、商工業、特に中小零細事業者は、リーマンショックのときよりも甚大な被害を受けております。職種によっては、売上げが対前年比8割減、9割減と落ち込み、倒産の危機と言っても過言ではない状況に陥っています。

このことから、町として至急何らかの緊急対策を講じるべきだと考えます。例えば、借入金の利子補給やプレミアム商品券の発行などどうか。町として現状をどのように分析して、どのように施策を反映しようとしているのかを答弁を求めます。

次に、災害発生防止対策として必要な河川のしゅんせつ方針を再度問うということで、平成30年度9月議会と昨年9月議会に、みな川のしゅんせつについて一般質問しました。その答弁では、優先順位があり、甲良町、愛荘町、豊郷町の3町で要望活動をしていくというものでした。

区民はもちろん、隣接区や近隣町からも、みな川のしゅんせつ早期完了を求める声はこれまでもからも多く寄せられております。台風の豪雨などによる氾濫被害の抑止のためにも計画的にしゅんせつを行うべきと考えるが、具体的にどのように取り組んでいるのか。岩倉川では実施されているようにも聞くが、町としてどのように計画をしているか、答弁を求めます。

続きまして、交通安全対策として取組を問うということで、昨年、一般質問で、八町から雨降野に抜ける県道の道幅も狭く、通学路として危険なため、ガードレールが歩道設置をと尋ねましたが、現在は状況は変わりません。これまでもどのように取り組み、どのように進める計画をしているか、再度答弁を求めます。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤清正議員の事業者に対する新型コロナウイルスの影響分析と、その緊急対策を問うについてお答えいたします。

ご質問の、町として現状をどのように分析していて、どのように施策に反映

しようとしているのかということについてですが、現状の分析につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全国に緊急事態宣言が出され、外出自粛要請を機に地域の経済活動が縮小し、町内においても多くの業種で経営が逼迫していると分析しています。

そんな中、本町の経済を支えている中小企業、また、個人事業主を幅広く支援するため、感染症の影響により令和2年中に去年の同月と比べ売上げが20%以上減少した月があった事業者に対しまして10万円を交付し、事業の継続を後押しし、地域経済の活性化につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 10番西澤議員の災害発生の防止対策としても必要な河川のしゅんせつ方針を再度問うについてご説明申し上げます。

みな川のしゅんせつにつきましては、区長さんをはじめ、要望をいただいております。今般の各地での局地的豪雨や台風での被害を考えますと、しゅんせつを実施することで氾濫被害の抑止になることについては、私どもも認識しているところであります。

例年、県に対してしゅんせつの要望しておりますが、県は必要な箇所から優先的に実施されます。現在、みな川の本川に当たる岩倉川のしゅんせつを優先的に実施されているため、みな川については引き続き要望してまいりたいと思っております。

しかし、県は必要な箇所から実施されますので、なかなか実施されないのが現実であります。そこで、県の委託事業である河川愛護活動事業の中に川ざらえの項目がありますので、その事業を区で実施してもらえないか、区長さんと協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

引き続き、交通安全対策としての取組を問うについてご説明申し上げます。

昨年度の一般質問を受けまして県と協議を行い、ガードレールを設置することは可能であるとの回答を得ております。しかしながら、八町から雨降野を通る県道北落豊郷線は道幅も狭く、大型車が対向する際はとても危険であると認識はございますが、ガードレールを設置すると道路の幅員が狭くなること、降雪時には積雪により一層狭くなるなどの課題もございます。また、県道で交通量も多いため、中学生は県道の横の農道を通学路として利用して学校に通っているため、通学路としての危険性は低いと考えております。本当に必要かどうか

かを検討してほしいと県から打診されておるところでございます。

今後、地元との協議や警察からアドバイスをもらうなどして、本当に必要か、必要であれば、どのような安全対策が望ましいかなど、協議してまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 西澤清正議員、再質問はありますか。

西澤清正議員 はい。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 再質問をします。

今、今回この2,500万というようなことで、一律10万円というこの250件とか、これも大変よいことでございますし、ぜひ実施をしていただきたい。それとか、また、上水道の基本料金が6月から9月まで減免とかいうことで、それも本当に喜んでおられると思います。今回、町に対しまして1世帯に50枚のマスクも特に喜んでおられた状態でございます。

ただ、今、このコロナ関係で、特にさっきも言いましたように8割とか9割で、本当に皆さん困っておられるのが現状でございます。そういう中で、国とかそういうことが借換えとかいろいろなことが出ていますが、町で金利負担とか、いろいろなことをしていただくと経営が安定していくのかなというようなことを思っております。そういうことも含めて、また、それで足りなければ、今、商工業は大変でございますので、プレミアム券で地元の活性をしていただきたいというようなことで思っております。これについてひとつお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤清正議員の再質問にお答えいたします。

今、中小企業に対して融資等でも資金繰りに対して支援なりをおっしゃっていただいたと思うんですけども、こちらの方も今現在、国の方で融資限度額3,000万に対しまして実質無利子ということで、後日利子補給を実施する事業がありますので、そのような融資制度も活用しながら、今後、事業の主な活性化に向けて取り組んでいただきたいかと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問。

西澤清正議員 国はともかく、地元商工業の特に前もしていただきましたプレミアム券とか、竜王町辺りはやっておられる状態でございます。また、農家の支援についても、

子牛1頭につき10万円とか、あと、それと、道の駅の農産物が売上げの手数料を軽減とか、いろいろ対策をしておられますが、特にプレミアム商品券の発行とかいうことはもう考えておられないか、もう一度ひとつ確認したいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤清正議員の再々質問にお答えいたします。

質問書の中でもプレミアム商品券のことも記載されていたんですけど、プレミアム商品券を今までにも発行があったと思うんですけども、今回でも町内の商工業の方を支援するためにもいい施策かとは思いますが、実際にプレミアム商品券の利用とか考えると、結構大型店舗に利用されていることが多くて、実際今の町内の商工業を支援するためにはいいとは思いますが、なかなか、その大型店舗等で使われるのが多いということです。そちらの方にもこういう町内でなるべく使われるような施策に持っていけたらそのようなことも検討していく必要があるかなと思っております。

以上です。

河合議長 西澤清正議員、次の質問してください。

西澤清正議員 それでは、しゅんせつのことにつきましてもう一度聞きます。

今、特に岩倉川では今回この年度初めかまでにできたのが美しくなっております。みな川を見ていただいたら大変分かるように、今までクリーン作戦をしていて掃除はしとるんですが、今年はコロナの関係でなかったというようなことで、今、課長からは地元がというようなことで、なかなか地元でそういう話がありまして、重機を入れたりという大変なそこそこしゅんせつ工事、それと処分する場所がないというようなことでありますが、それらも含んでそういうふうなことも予算化していただけるのか、そして、それをできればなかなか字ではできないといってそういう業者に頼むのか、そういう予算的なあれがどういうか、ひとつまたお願いしたいと思います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

河川愛護の川ざらえという事業なんですけれども、こちらにつきましては、字の方が小型重機を使用して川をさらえてもらう事業で、1日分のリース料とオペレーターの諸経費等を補助するものというふうに聞いております。経費につきましては立米数で計算するので、今のところ大体幾らかというのはここで

は申し上げられませんが、やっていただけるとなると、1度県と相談して、大体幾らぐらいの補助金が出るかというのを相談しながら実施していつてもらいたいなというふうに、相談していきいたいなというふうに思っております。

以上です。

河合議長 西澤清正議員、再質問ありますか。

西澤清正議員 はい。

河合議長 どうぞ。

西澤清正議員 今言われましたけど、なかなか地元のあれではできんというようなことで、業者に頼まなあかんということ、ある程度予算的にはありますし、今、岩倉川が定期的にやっておられる。それをいかに要望していただきまして、ひとつお願いしたいと思います。

河合議長 答弁は。

西澤清正議員 答弁よろしい。次へ行きます。

河合議長 次の質問どうぞ。

西澤清正議員 続いて、今、安全対策ということで、今、雨降野からのところになんか特に何もないので、なかなかガードレール、そういういろんな問題があれば、せめてグリーンベルトでもしていただくと注意喚起になるのかなと思うので、その点はどうかと思います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

グリーンベルト等の安全対策をしてはどうかというご質問かと思います。またこちらにつきましても、地元等、また、警察とのアドバイスをもらいながら、どのような対策が望ましいかどうかを協議してまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問。

西澤清正議員 一言だけです。

河合議長 どうぞ。

西澤清正議員 それでひとつ協議していただいて、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

河合議長 それでよろしいか。

西澤清正議員 はい、結構です。

河合議長 次に、北川和利議員の質問を許します。

北川議員 議長。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、私は一般質問させていただきます。質問方法は、今回は最初一括で、再質問から一問一答の形でしますので、よろしくお願いいたします。

町長にお尋ねします。

最初に、町業者への社会保険及び厚生年金の加入促進について。

町指名業者に対し、社会保険及び厚生年金の加入を必ずしてもらうように要望、指導をしてはどうかと考える。近隣の市町村では、既にそうした加入を求めて実施しているところもあると聞く。業務従事者の将来の生活維持の面倒などを考えるとき、積極的に進めるべきではないかどうか。答弁を求めます。

続いて、交通安全対策としての対応検討を。

交通安全対策として、保育園への車両飛び込み事故や園児の道路への飛び出し事故など、あってはならないことがあるが、現実として道路沿いにある保育園では遊び場などが危ないと考える状況にもある。

このことから、子供たちの安全を守るための対策として、保育園に面する道路部分にガードレールまたは防御できる構造物を設置していくことは必要ではないかと考えるがどうか。答弁を求めます。

3つ目として、後期高齢者の歯の医療費無料化についてです。

昨年12月議会において質問をしましたが、そのときは、無料化の実施を考えていないとの答弁でした。理由は、ここ数年歯科診療費が伸びていることから、このことは同時に後期高齢者の負担も増えるものと考えます。

そこで、再度お尋ねします。後期高齢者の収入に応じて歯の医療無料化を考えられないか。答弁を求めます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番北川議員のご質問、町業者への社会保険及び厚生年金の加入促進についてについてお答えをします。

議員のおっしゃる建設業者の社会保険未加入対策については、法令等で進められておりまして、本町でも既に行っております。具体的には、入札参加指名審査申請、通称指名願の提出時におきまして、技術職員調べをつけていただくことになっておりますが、そこに記載できる技術者の要件の1つとして社会保険に加入していることというのがございまして、その添付書類として社会保険標準報酬月額決定通知のコピーをつけていただくことで社会保険の加入を確認しておりますので、最初に申し上げたとおり既に行っているということでご理

解をお願いしたいと思います。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の交通安全対策としての対応検討についてご説明申し上げます。

当町では、平成24年9月から関係機関と連携して各小学校の通学路を合同点検し、必要な箇所に安全対策を実施してきました。また、令和元年5月に大津市で散歩中の園児に車が突っ込むといった悲惨な事故を踏まえて、園児の散歩コースについても関係機関と連携して協議を行い、対策が必要な箇所については、今年度安全対策を実施する予定であります。

今後、豊郷町通学路安全推進会議等で園の付近において何らかの対策が必要であると指定された場所については、検討してまいりたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川和利議員の後期高齢者の歯の医療費無料化についてのご質問にお答えします。

令和元年12月議会定例会での答弁の繰返しになりますが、後期高齢者医療につきましましては、ご承知のとおり滋賀県後期高齢者医療広域連合において保険給付を行っております。したがって、本町単独で後期高齢者の歯科診療無料化は考えておりませんので、ご理解をお願いします。

以上です。

河合議長 北川議員、再質問。

北川議員 はい。

河合議長 どうぞ。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

今、指名業者に対して指導していつている、そしてまた、指名のときに、指名というか、1年に一遍の経審で受けてやっていることに対しては、調べながらやっているという答弁がありましたが、これは僕、これ、初めて質問するんじゃないしに、前も1度しています。だから、本当に今少人数の経営者でも、土木建築の経営者でも、必ずと言っていいほど、これはもともと国が厚生年金の加入をなささいということで、要するに年金の支給するに当たっての回収が少ないさかいに、年金にもっと入ってもらわなあかんということで、そういうことを始めたものだと思っております。

だから、やはりきちっと、税で仕事をしているんだから、要するに指名業者というのは。だから、そこら辺をきちっとやはり加入してもらって、きちっと加入をしてもらって、それで指名に入るのなら分かりますけども、そこら辺はまだ入ってないところもあると思います、入ってない業者も。そこら辺の指導はどのような形でやっていくつもりですか。やはりもっと緊急にこれはやっていかなあかんものじゃないかと思っておりますが、それに対しての答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番北川議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、本町では既に技術者調べの中で社会保険に加入していることという条件をつけておりますので、入っておられない方がおられたらそこには書けないということで、技術者がいないことになってしまいますので、そういうことで、もうある意味強制的に審査をしているというようなことでご理解をいただけたらと思います。

また、議員おっしゃるとおり、平成29年12月にも同様のご質問をいただいておりまして、そのときにもお答えをしておりますけれども、労働者ではなくて個人事業主である一人親方、また、従業員5人未満の個人事業主に雇用されている者については、基本的には加入の義務がございませんので、そこについてまで必ず厚生年金に入れというような指導はできません。ただ、その雇われておられる従業員さんの半数以上が厚生年金、社会保険に入りたいということで会社と交渉されまして、それで合意を得られた場合は小さな事業所さんでも入れるということで、入ることが可能であるだけで、入らなあかんわけではございませんので、任意の部分にまで踏み込んでいくことは難しいということでご理解をいただけたらと思います。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問。

北川議員 課長、僕の聞きたいのはそこを聞きたかった。要は、一人親方、そしてまた、従業員の少ない。が、しかし、やはりこれは税で仕事、入札するに当たって、執行に当たっては、このお金というのは税から賄いするわけやわね。やはり税で賄いする限りは、社会保険等々、厚生年金、一人親方でも。これは、そうでなかったら指名入れては駄目やと思うよ。そんな都合のええ、それは1つの抜け道やと思うわ。

それで、今、一人親方でも社会保険、そしてまた厚生年金に入れます。株式会社にしなくては厚生年金とか社会保険がつかれないのと違います。これは一

人親方でも従業員が5人未満でもできるんやさかいに、これは、今後やっぱりそういう指導はしていてもらわんだら駄目やと思ってますのやけど、これ、もう最後やさかい、その答弁、きちんとした答弁が欲しいです。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、北川議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、小さな事業所、そもそも本来強制的に社会保険に入らなあかんのは、株式会社などの法人、それから、従業員が常時5人以上いる個人事業主については、もう強制的に加入ということで、これはもちろんおっしゃるとおり入っていただかなくてはならないところです。一方、それ以外の事業所でも、半数以上が適用となる事業所になることに同意して事業主が申請した場合には、適用の事業所になれるということで、これが任意事業所ということで、あくまで任意でございます。

議員おっしゃるとおり、厚生年金を払っていないとか社会保険を払っていないということで、議員の意図としましては不公平やということをおっしゃりたいのかも分かりませんが、その方たちは、一方、逆を返しますと、国民健康保険と国民年金をお支払いいただいていると思っておりますので、そこにまで必ず入らなあかんというような指導は難しいということでご理解をいただけたらと思います。

以上です。

河合議長 次の質問してください。

北川議員 それでは、交通安全対策としての対応に再質問させていただきます。

なかなか今コロナがはやって、コロナの方に全部向いていっとるさかいに、令和元年のときに瀬田の方で、皮肉にも2人、幼稚園児が散歩に来て亡くなって、そして、数名か十数名がけがをなさいました。それで、そのときはわーっと皆さんも教育関係の教育長もなりましたけども、何だかこの頃冷めてしまって、そういう話が一つも出てきていません。

そこで、僕は考えますのやけども、今、愛里保育園、また、そして崇徳保育園、ただの単なるネットで囲いがしてあります、道路際を。そしてまた、その道路際で子供たちが遊んだりしています。車というのはいつどこでどういう形で事故になるか分かりません。というのは、車で人を殺したら単なる交通事故なんやわ。殺人にはならへん。事故で済まされる。そういうことを考えると、やはり今、その真横の道路というのは、これは町道です。総務課長にもよう聞いてもらいたいのは、これ、町道やさかいに、やはり町が責任を持ってガード

レールをつけるか、飛び込み防止のガードレールをつけるか、道路側に、そういうことを考えたことはありませんか。ちょっと最近、教育関係の方もそこら辺のことがちょっと忘れられているんじゃないかと思って、この質問させていただきました。答弁を求めます。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 北川議員さんの再質問にお答えいたします。

新型コロナに限らず、子供の安全、命を守るのは、大人の責務だと思っております。関係機関と現場を確認し、危険場所等については十分協議し、適切な対応に心がけていきたいと思えます。

以上です。

河合議長 再々質問。

北川議員 はい。

河合議長 どうぞ。

北川議員 再々質問させていただきます。

今、教育長がおっしゃったように、答弁は分かりますのやけど、僕は具体的に、具体的にですよ。今回のこの補正予算には組んでおりませんが、やはりガードレール、道路際の町道に対しては、県道とかそんなのは県の方に指導を求めなんだからいけませんけども、町の場合は町の中で判断ができると思えます。やはり町道に対してのガードレール、飛び込み防止のガードレール。先ほど僕が言ったように、今、愛里保育園のとこと崇徳保育園のあの道路際、これは前のときにも僕は一般質問をさせてもらっております。そこら辺を具体的に、具体的にどのぐらいというか、いつするんじゃないかに、今度の補正で上げてくるのか、追加予算で上げてくるのか、一体そこら辺のことをどういうふうに考えますか。再度お尋ねします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

ガードレールの町道への設置ということなんですけれども、ガードレールを設置することによって、逆に今度は道路が狭くなって、児童が見えなくなって危ないというような課題もございますので、今後は、通学路安全推進会議の中で本当に必要やというような指摘がございましたら、検討してまいりたいと思えます。

以上です。

河合議長 次の質問してください。

北川議員 もう終わりか。次へ移らなあかんのか。

それでは、最後になりましたけども、後期高齢者の歯の医療費の無料化について。

12月議会でも僕はお尋ねしました。確かに困難な仕事か分かりませんが、課長、せめて豊郷町から発信して、なる、ならんは別としても、発信ぐらいはしてもらって、県の方に、医療の方に、お医者さんの方に発信してもらって、何とかできるように協議の場を持って協議するということも、それすらもできませんか。ちょっと答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

発信の方と協議の場ということですが、基本的に後期高齢者医療の診療につきましては、後期高齢者医療広域連合の方で実施されていると繰り返し答弁させていただいておりますし、こちらの方で仮に無料化をするのであれば、本町独自でやる形になりますので、協議の場で広域連合の方にこういうのはどうですかというのを上げることは可能かとは思いますが、現時点では考えておりません。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問。

北川議員 課長の要するに考えていませんというのはどういう意味か、僕はもうひとつ分からへん。もうひとつ分からへん、考えていませんというのは。だから、努力しますとか、そうやって言うのやったら分かるけども。やはりいつも町長も言っているように、今は人生100年時代と言っています。100年時代に対して何が一番必要かといったら食べ物やと思う。僕はそういうふうを考えております。食べ物、おいしいものを食べようと思ったら、歯がよくなかったら食べられません。皆、年がいきます。年がたって、歯がぼろぼろになって、歯医者へ行きとうても歯を入れたくても、お金が高くついてというのが現状だと思っております。

だから、できないんじゃないしに、できるように努力してもらえるのは行政マンだと思っていますので、僕は。そこら辺をもう1つ答弁の方、お願いします。町長、お願いしますわ。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、北川議員さんの後期高齢の歯の医療費の無料化の件について、再々質問にお答えいたします。

この後期高齢というのは、県下13市6町で構成しておるわけでございまして、特にこの歯というのは高齢者の場合はしっかり定期健診が必要であるというふうな、この診察を無料化云々じゃなしに、定期健診をするような制度をつくっていくとか、そういうことはしっかり豊郷から発信はできると。これは後期高齢の方も県に言うてそういうような発信もやっているところでございますので、そういうような形でと思います。

この医療費の無料化は別として、絶えずもうそういうある年になったら年に1回、これバースデー健診と言うんですけれども、やっぱり年1回歯医者さんに行って健診して、そして、自らが悪いところを治していただく。これが人生100年時代になくてはならんものだと。

ちょっと視点を変えて、担当課長会議の中でも、また、課の方でも、どういう形でこの定期健診ができていくかを検討していきたいな、このように思います。そういう視点からご理解のほど、よろしくお願いいたします。

北川議員 終わります。

河合議長 次に、高橋直子議員の質問を許します。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

町長にお伺いします。

情報公開における開示不備を問います。

3月23日付で開示があった平成23年度役場庁舎等耐震診断書において、9として耐震補強計画の部分が全て抜けていました。合計266ページです。不服申立てに行ったところ、原本と照らし合わせた担当者の方が抜けていたことを認めて、4月15日に追加の開示がありました。なぜこの部分を開示しなかったのかをまず求めます。

2、情報公開制度に対する今後の改善点を述べられたい。

続きまして、同じく町長です。

町有地の不法占拠の解決は。

町が発表した該当箇所、この時点で私2か所と認識していましたが、3か所に改めます。3か所について、弁護士との相談内容の報告を求めます。

1つ、不法占用に対する損害賠償請求は、現在どこまで進展したのか。どのような協議があったのか。

2つ、今後、この件の町分譲地売却はどのように進めていかれるのでしょうか。

町長に伺います。

電気自動車の充電機設置の展望は。

この提案は、昨年3月議会の一般質問において同僚議員から出され、国の補助金制度に乗せることができるかどうか調べるとの答弁でありました。しかし、いまだに実現ができていません。今までどのような検討を行ったのかを時系列で示すことと、今後の展望について答弁をお願いします。

続きまして、町長と教育長に問います。

教育・保育現場での「コロナ感染症対応」を問う。

1つ、国の全国一斉休業措置のもと、児童・生徒は自宅で過ごしたことを受けまして、子供たちの実態をつかむためにどのような対応をされましたか。ネグレクトや虐待は起きていませんか。

子供や保護者の悩みに寄り添うための施策はどんなことを取り組まれましたか。

教育環境の差が教育格差を生むのではと危惧されていますが、実態はいかがでしょうか。

今後、第2波、第3波が来ることも想定されます。その場合、オンライン授業も想定されますが、環境は整っているのでしょうか。

2つ目、町としては、学童保育及び保育園については、希望保育への協力を要請したことを受けて問います。

それぞれの協力の具合はどうだったのでしょうか。実数やパーセントでの報告を求めます。

保育園の給食取りやめはどのような協議のもとで決まったのでしょうか。これは民間含めです。

手作り弁当で協力した保護者への支援金をお考えになりませんか。

緊張の中、感染予防と見守りを続けてこられた職員の皆さんに危険手当を考えたらいかがでしょうか。

マスク不足が起きないように十分な確保を。小学校低学年と幼児には、サイズに合ったマスクの提供をしたらいかがでしょうか。

3つ目、登校再開に向けて。

換気が十分行えるような空気清浄機の整備と稼働を。愛里保育園、また、豊郷幼稚園等を見学させていただきましたが、一応機械的には置いてありました。しかし、設置されていても使われていないという保護者からの声が届いたので

すが、いかがでしょうか。

給食実施は何としても必要ですが、これは6月3日から行われていますが、今度、第2波、第3波も想定されますけれども、そのことも含めて回答を求めます。

3密対応策として小人数での授業が求められています。35人、36人というクラスがあります。特に切実です。町講師を早急に募って少人数クラスを実現するのが求められています、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質問にお答えします。

情報公開における開示不備等を問うについてお答えします。

まず、1番のなぜ開示しなかったという件につきましては、4月15日に来庁していただいたときにも説明させていただいたところですが、開示しなかったのではなく、その部分のコピーが作業の段階で抜けていたところであり、ご指摘を受けて気づき、お渡しをさせていただいたところです。コピーの取り忘れということで、改めておわび申し上げる次第です。

2番目の今後の改善点としては、開示に当たっての資料の確認については、さらなる慎重に対応していきたいと思っております。

次に、電気自動車の充電機の設置の要望のご質問にお答えします。

昨年ご質問いただいた後に、充電設備事業者よりちょっと情報を収集して、国の補助金について情報提供をいただいたので、その詳細について説明を依頼したところでしたが応答がなく、その後、今ちょっと調べたところ、5月20日から本年度の窓口が申請が開始されているということで、再び具体的な資料収集に取りかかろうとしているところです。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、高橋議員の町有地不法占有の解決はについて、人権政策課からお答えいたします。

1番の不法占用に対する損害賠償請求は現在どこまで進展したのかについてですが、今回の全員協議会、本日の議会においても報告させていただきましたとおり、この事案については、双方の合意のもと入金していただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番目の今後この件の町分譲地売却はどう進めていくのかについてですが、

一般公募による入札にて売却する予定でございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは、高橋議員の教育・保育現場での「コロナ感染症対応」を問うについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の国の全国一斉休業措置のもと、児童・生徒は自宅で過ごしていたことを受けてに関する質問ですが、その質問の1つ目につきましては、子供たちの実態をつかむための対応として、臨時休業期間中における家庭学習の配付や回収時での情報収集、電話による状況把握等を行っておりました。ネグレクトや虐待については、長い間の休みでありましたので、学校が再開しました現在、教職員には、子供たちの様子に変化がないかなど一層の注意を払ってもらうようお願いをしております。

また、2つ目の子供や保護者の悩みに寄り添うための施策はどんなことに取り組まれたかにつきましては、子育て支援センターを継続して開放し、子育てに関する相談窓口を設けてきました。

3つ目の教育環境の差による教育格差の実態でございますが、各市町によるものには分かりませんが、このたびの臨時休業に特化した格差は見られないものと認識しております。

4つ目のオンライン授業を進めるに当たっての環境は、につきましては、1番議員にお答えをさせていただきました答弁と同様となりますが、本年度国が推奨しているGIGAスクールを推し進めて、ICTを活用したオンライン授業を行うに当たっては、個人情報や著作権等の保護など児童・生徒に対して必要な指導を行うとともに、教員の資質向上のための研修が必要であり、県教育委員会などと連携して取り組んでいきたいと考えております。

また、2点目の学童保育及び保育園について、希望保育への協力を要請したことを受けてに関する質問ですが、1つ目のそれぞれの協力の具合はどうであったかにつきましては、保育園、学童ともに半数の方が協力をしてくださいました。

2つ目の保育園の給食につきましては、感染経路が明らかでない感染者の増加など、本県における感染状況を踏まえて取りやめました。

3点目の手作り弁当で協力した保護者への支援金については、考えておりません。

4点目の危険手当につきましても考えておりません。

5点目のマスクの確保につきましては、国や本町から配付したことに加えて、各家庭への協力依頼や手作りマスクの啓発等で対応をしているところでございます。

3点目の登校再開に向けてに関する質問でございますが、空気清浄機の整備につきましては、愛里保育園、幼稚園ともに各保育室と職員室、愛里保育園につきましては遊戯室にも設置しております。使われていないということですが、稼働につきましては、保育時間中は停止はしておりません。

2つ目の給食実施につきましては、6月3日から保育園、小学校、中学校ともに実施をしております。

3密の対応策といたしましては、町費講師を募り少人数の授業を行うことについてですが、現在、本町では町費講師を配置していただいておりますので、適切に活用していくとともに、教室の有効活用なども工夫しながら取り組みたいと思っております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質問。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 まず、情報公開についてお伺いします。

その266ページというのは、実はこれなんです。耐震工事の補強工事の概算設計書というのが出たのがこれで、追加でもらったのがこれなんです。だから、こんなに分厚いもののはずなのに、1枚や2枚が抜けているのなら、あ、うっかりかなとは思いますが、これ自体が補強計画、例えば旧館にしてもこうやってやったら補強ができますよというのがちゃんと資料として添付されているんですよね。だから、うっかりでは、これ、本当に済まされないと思います。

私はたまたま気づきましたけれども、本当に情報公開は公正でなければあきませんし、この庁舎建替事業の発端となった役場増改築事業の根幹に関わる耐震調査の疑問点、これを解明するためには完璧な書類が必要でした。今回は私が不備に気づいたので全て整うことになったわけですが、不備がそのままにされていたら、歴史の検証に耐えられないことになっていました。

国庫補助金を使う事業においては、事の発端から事業完成までの全ての資料が公明正大でなければならないと思います。今、担当の方ではないですよ、今の総務課長は違いましたから。この最終的な情報公開の決裁者は町長だと思います。町長はどのように認識しておられるのでしょうか。お願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 故意的であつたらその最初から分かるさかいに、そんなことはしません。以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、これだけ抜けて、渡すのを忘れていたということの責任は誰が取るんですか。本当に不思議ですよ。一、二枚なら分かります。繰り返しますが、ましてや、こうやったら使えますよという補強計画なんです。一番肝心なものです。それがなかったことへはこんな簡単な答弁では納得できません。よろしくお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

どう考えるかということでお答えしたんです。職員は真面目に仕事をしております。それで抜けたわけでございます。職員からも謝ったということですから、それ以上何かせえとおっしゃるんですか。

河合議長 高橋さん、次の質問してください。

高橋議員 それでは、町有地の関係につきましては、全員協議会とか今日の一般会計の予算のことで聞きましたけれども、そもそもこの原因というのはどこにあったとお考えですか。

町長は、正確にいつの時点でこれに気づかれたのでしょうか。全員協議会で、所有者なしという土地が、これは所有者が分からないということです。ずっと来たという説明があつたんですけれども、本当に町民的には、分譲地として持ち主があつて準備された土地が、このような所有者なしでずっと済んできたということが理解できないんですけれども、そのことも含めて答弁をお願いします。

そして、損害賠償は請求しないんだというような答えだったように思いましたけれども、これについては、ほかのサイドに問い合わせるというのは全くせずに、今の弁護士さんとの協議で決断なさったんでしょうか。それならば、もっと詳しくなぜ損害賠償を言えないのかということの説明してください。

それから、売払いの時期はいつ頃を見込んでおられるんでしょうか。お願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 正確に分かったのが３０年の３月議会。そのときに町有地の問題の件を議論していただいたときに、貸すか貸さんか、売却するかせんかのときに、１度ほかを調べようということで調べたのが、３０年の確か１０月か１１月頃に分かったと思います。それからしっかりと対応してきたわけでありまして、ただ、いつからというのはなかなか分かりません。だから、私が知ったのは３０年の１０月か１１月、それからもう選挙がすぐありましたので、それから選挙が終わってから撤去していただくという状況になってきたと思います。

ただ、どうしてなったのか、それは弁護士と相談して、弁護士さんが相手方の弁護士と法的な解決をされたので、それで、どうしてもということであれば、それは今度は裁判に訴えるしかないわけです。いろいろな状況がこれは生まれてくるだろうと思います。一番、民法的には２４条ですか、それで対決したらどうかということで相手方の弁護士と双方が納得されて町の方に提示をいただいて、それで、相手方に契約をしたわけでございます。全件弁護士に依頼したわけでございますので、その点、ご理解のほど、よろしくお願いします。

高橋議員 いつ頃売却。

伊藤町長 売却はまだまだ、１件の件がこれを鑑定するかせんか、鑑定価格を出しているかんなんもんですから、それを終わってから、３件を一緒にできたら売却に移っていきたいと思っております。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 町長がお気づきになったのは３０年の１０月か１１月という答弁でした。しかし、そこをたどっていきますと、随分前からですね。それを、じゃ、前任の町長なり担当者はずっとこれを目をつぶってこられたと理解するしかないんです。伊藤町長は３０年１０月か１１月まで知らなかったということですからね。でも、本当に町民の財産を公平に扱ってもらうためには、もうずっとずっと遡って、そういう責任を何かしらのその原因を探る、そして、責任が所在が分かったら、その方にちゃんと言う。こういうことは考えられませんか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 同和対策事業の最中でして、もうその担当やら、そのときの幹部の方はほとんど亡くなっておられますので、私では追及というのか、追跡するすべもありません。

河合議長 高橋さん、次の質問をしてください。

高橋議員 電気自動車につきましては応答なし。業者がなぜ1年も応答しないのかなと思うんですけれども、何回ぐらい業者に打診されましたか。そして、可能性としては、見通しとしてはどんなものでしょう。よろしくお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

業者の方には、2回ほどこちらの方から問合せしております。今後の見通しにつきましては、受付がさっき言いました5月22日、第2回が6月24日、第3回が7月27日、第4回が8月25日、第5回が9月24日で、採択される日が9月30日までのとなっております。ですので、今年度の申請はちょっと難しいかなと思います。

それで、先ほど2回ほど言うたというときのその以前に業者さんから分厚いパンフレットとかももらっておりまして、大体幾らぐらいかかるかということを知っておりますし、この申請書の手引というのを僕、見たんですけども、230ページにわたるすごい膨大な量でして、ちょっとその業者さんもおっしゃられたそうなんですけども、ちょっと個人で申請するのはかなり非常に難しいということですので、そういうふうなものも含めて委託にした方が、委託というか、補助事業として取り組んだ方がいいんじゃないかということも教えていただいている状況です。ですので、来年に向けて、来年度の申請に向けて今年度準備していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 これを希望されている方々というのは、やっぱりおととしの災害のときに電気自動車がとても役に立った、そして、地球環境を守るためには電気自動車がいいということで購入されて、でも、あまりに遠過ぎるし、町内にあったらどんな便利だろうという、それが要望かと思うんですけれども。たちまちまだあと1年は無理だということにさっきの説明になりますけれども、ちょっと町民の皆さんにお知らせするにはちょっと忍びないなと残念に思います。

次、行きます。

河合議長 答弁よろしいか。

高橋議員 はい。よろしいです。もうどうしようもありませんので。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、教育・保育現場でのコロナ対策についてお伺いします。

私ども日本共産党の議員団は、3月16日の時点で、町長、そして教育長宛てに申入れをしたわけなんですね、やっぱり子供の実態をしっかりつかんでほしいと。そういう点では、子供や保護者の悩みに寄り添うための大事な施策については、具体的にもうちょっとお知らせが欲しいなと思うんですけども。

一応ポストイン、各家庭に学級だよりのものとか宿題を多分ポストインされたんだと思います。それが学校のボックスの中に入れてたという感じでお聞きしていますけれども。本当にどうしてるという、そういう声かけなり、さっきありましたように一方通行じゃなくて、向こうからも何らか返ってくる、そういう電話でのやり取りとか、そういうのが1本あるだけでとても安らがはると思いますし、悩んでいることを出さるんじゃないかと思ってる提案をしているんですけども。

現時点、ネグレクトもない、そんなに相談事もない的なお返事でしたけれども、でも、この3か月間本当に子供も親御さんも大変にしはったと思います。だから、困り事ありませんか、何か望んではることありませんかという、そういうアンケートなりを取るという方法を再度提案したいんですけども、お願いします。

そして、手作り弁当で協力した保護者への支援なんですけれども、理屈から言いますと、私たちの町は県下でも本当にうらやまれている給食無償化、やっています。つまり、財源はあるんですよ。お父ちゃん、お母ちゃん、よう頑張ってるという、そういう頑張りに対する支援金ぐらい出せないかなと思いますけれども、再度お願いします。

そして、職員さんへの危険手当なんですけれども、あっさりと考えていませんでしたけれども、これも本当に自分がもし保菌者で、うつしたらどうしよう、うつされたらどうしようというすごい緊張の中で毎日暮らしてはったと思うんです。そういう点では、温かい町を標榜している豊郷町ですのでね。あそこの町は職員を大事にしてくれるよというような、そういうアピールにもなると思うんですけども、いかがでしょうか。

そして、今後の展望として給食実施もお聞きしたつもりなんですけどもね。本当に給食があるのとなないのとでは、子供たちも、そして親御さんも、負担と、それから栄養などなど考えたら、給食は本当に大事だと思うんです。給食が1つの栄養を蓄えるための大きな大事なことだということで、そういう点ではなかった子供たちが大変しているというのも聞いていますので、再度答弁を求め

ます、今後のことを。

そして、3密対策なんですけれども、今、国に対して10万人の先生たちを確保して少人数クラスを実現させようじゃないかというのを私たちの党の委員長がおととい申入れをしたとこなんですけれども。

先生方が本当にもし36人、35人のところを2つに分けてするとすると、すごく負担になると思うんです。かといって、きつきつの人数でやってはりますので、例えば隣保館に先生が1人派遣されているじゃないですか。そういう方をたちまちは引き揚げていただいて、少人数のための先生に活躍していただくとか、いろんな方法があると思います。

そして、たちまち応募してもなかなか来てもらえなんだという、そういう返事が想定できるんですけれども、リタイアしても元気な方はまだまだ頑張れます。そういう人を一生懸命探して、保育士の場合はそうして実現したじゃないですか。そういう点で、たちまちこの密を、3密になっている学年だけでも解決するというふうにお考えにならないかをよろしくお願いいたします。

そして、GIGAについてなんですけど、先ほど聞きましたら、まだ県が一括して購入してもらうということで、実際に子供たちのところにそういう器具、タブレットとかそういうのが届くのはいつ頃になりそうなのか。また、環境的にこういう世界と全く縁のない方もあるんじゃないかと思います。その方々はどのぐらいだとつかんでおられるのかについてお願いします。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

まず最初に、保護者、子供たちの実態をつかむために家庭訪問等を行って見たらどうかということですが、当然行いました。そしたら、保護者から来てくれるなど。先生がウイルスを運んでいると困るということでありましたので。保護者の思いは多岐にわたっております。そうした保護者の思いに寄り添うことが学校のあるべき姿だと考えておりますので、電話での応対あるいは回収ボックスで来られたときに話すとか、そういうことで、子供たち、保護者、家庭の様子を把握していました。

当然休み中が今明けて学校へ来ているわけなんですけど、当然先ほどの答弁もありましたように、きめ細かく子供を見ていく、また、多面的に子供を見ていく、そして、子供を理解していく。そしてまた、各家庭の置かれている状況が違いますので、家庭訪問をする学校、また、家庭訪問を控えている学校もあります。そういった中で、より多くの情報をどういうように私たちつかんでいくかとい

うことが大きな課題かなということを考えております。

また、危険手当についてですが、別にこれがどうのこうのじゃないんですけど、子供に関わっていただく方、また、地域住民に関わっていただく方、全ての方が人と人とが会うというのはそれだけでリスクを負っていますので、どなたがどうかというところ辺ではなく、非常に高齢者の方を家庭に抱えておられる方もおられますし、医療従事者の方、幅広いですから、そういった部分では特にとすることは考えておりません。

また、給食についてですが、保護者の方のニーズとしては確かにあるかと思いますが、今、このコロナの時期に給食を配膳、提供するということは、スタッフ的にも、また、1つ間違えば大きなリスクになってきます。そういった部分では、給食というのは非常に大事であります。早く提供もしたいですが、十分に体制が整うというところでないとは提供できないというこのスタンスで行っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、3密についてですが、幸い両小学校は1教室を大きく捉えております。取ってもらっています。35人近い学級も、給食のときは2つに分かれて、3密を解く状態でやっております。また、町の講師の方も配置していただいていますので、そこは適宜教室を分けて指導しています。隣保館の職員につきましては、隣保館の本来の趣旨で配置してありますので、引き上げるようなことは考えておりません。

また、GIGAスクールの件についてですが、いつまでとかということですが、これはやっぱり先ほど言いましたように県が統一してということですから、それを踏まえて、そのスケジュールにのっとって行っていくというところであります。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問。

高橋議員 私は別に押しかけてまで家庭訪問しなさいということを言ったわけではないんです。本当に子供たちがどうしているんだというのをつかむためには、やっぱり電話をまめにするとか、何か困ってはりませんかとか、そういうのをずっと積み重ねていくことで、やっぱり親御さんも安心しはると思いますし、悩みも打ち明けはると思うんですね。そういうことを、全くやってないとも言いません。もっともっとやって親御さんに寄り添う、そういう姿勢が大事ではなかったかというふうに思っているわけなんです。

それから、アンケートなど、今の時点で、このコロナ時期、どうやって乗り越えはりましたか、どういうことが困っていたんですか、子供はどんな様子で

したかというような、本当に生の姿をつかむための手だては大事かと思うんです。きっと親御さんの中には、この学習の遅れをどうするんやといら立っている人もいらっしゃるかもしれない。でも、そうじゃないよと、今は子供たちの本当の生の声を聞きながら寄り添っていくのが大事なんだよということを、そういうアピールも教育委員会としてもどんどん出して行って、子供の生の実態をつかむということを提案しているわけなんです。アンケートなどはどうでしょう。

そして、せっかくの給食を手作り弁当で頑張った人への支援も考えないということだったんですけど、本当に材料費もとにかく大変になったんだよという人もありました。そういう点では、学校給食で支払ってあげるというのとお弁当で頑張った人に支援するというのはイコールじゃないかと思うんですけど、考えられませんか。

そして、先ほど空気清浄機のこと、ありましたけれども、この空気清浄機についてはピンからキリまであるみたいなんです。値段も本当に違って、性能がいろいろだということを、調べたら分かりました。今の私たちの町に配置しているものはどういうことをやってくれる機械なんでしょうか。

そして、3密対応について、お聞きしますけれども、35人、36人が一斉に教室にいて一斉授業を受けるということはないと思っていたらよろしいんでしょうか。2つぐらいに分けての教育をなさってくださっているのかをお願いします。

そして、このGIGAについてなんですけれども、今話題になっているのが、機械は頂いた、でも、家に環境がないとかいう人もいらっしゃる。そして、今度は通信費が負担になってくるんじゃないかとかいう危惧もされています。そういうことは教育委員会では今どのような論議をされていますでしょうか。

この際、困難を抱える家庭を支援する方策を、行政と学校、そして社会教育関係者で考え合うそんな委員会などをつくって、そこにちゃんと予算をつけて事業を行っていくということも提案しますが、いかがでしょう。そこに人もつけ金も出すことが、コロナ禍を体験した現在の教訓であり、そして、未来への展望が開けるのではないかという観点で再度お伺いします。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

保護者に寄り添う、子供に寄り添う、これは大切だと思います。非常にそのとおりだと思います。しかし、先ほどそういったことをアンケートを取ってみ

ればどうかということですが、既に学校から各家庭にいろいろなお願いをしています。保護者の方に非常に多くの負担がかかっております。その中でアンケートをお取りするということは、現時点では考えておりません。

また、手作りのお弁当ですが、それは大変頑張ったということをすごく強調されますけれど、どういう方をどれだけ頑張ったかという査定、限定するのは非常に難しい部分だと捉えております。

また、空気清浄機ですが、どれだけ素晴らしい空気清浄機があっても、今の新型コロナウイルスをそこで取るということとはできないと思います。学校にある空気清浄機は、おおよそ小さなほこり、あるいはチョーク、そういったものを清浄するという捉え方をしていただければいいのではないかと思います。

また、35人の一斉学習等につきましては、常時ではありません。必要に応じて分けているという捉え方をしていただければいいのではないかと思います。

また、GIGAスクールのことについて、保護者負担、多分Wi-Fiの通っておられない家庭のことを想定されているかと思うんですけど、今、国、県の調査が来ていますので、その指示等を待っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 暫時休憩いたします。この時計で2時40分より再開します。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時40分 再開)

河合議長 それでは、再開します。

今村恵美子議員の質問を許します。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

最初に、新型コロナ感染防止対策の強化をということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

国連のグテーレス事務総長が「第2次世界大戦以降で最も困難な危機だ」と警告した新型コロナ問題で明らかになったことは、一旦疫病が来れば、政府が大規模な緊急経済対策を打たなければ生きていけないほど国民は貧しく疲弊しており、中小零細企業の経営が行き詰まり、海外からの部品供給がストップして、自動車の組立て、生産もできず、食料自給に事欠く経済社会だったということです。

そこで、新型コロナ感染防止対策は、直面する対策だけでなく、将来を見据えた環境と生態系の保全及び社会の維持可能を保障する政策実践が求められて

います。

そこで、3点について町の見解を求めます。

1点目、新型コロナ感染による医療崩壊を起こさないための地域医療体制整備の確立。

2点目、新型コロナ拡大がもたらす経済的影響、特に雇用者、被雇用者、自営業者などの所得減少に対する所得補償が必要です。そのための町独自支援策の実施。

3点目、社会的弱者と言われる高齢者、子供、障害者、低所得者の感染防止と生活保障に対する町施策の実施について、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の新型コロナ感染防止対策強化をのご質問のうち、①についてお答えいたします。

地域医療体制整備につきましては、医療法に基づく医療計画は都道府県が策定するものとなっておりますことから、所管は滋賀県であり、町村会の令和3年度県予算施策に関する要望において、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策として必要な物資の備蓄確保及び感染症指定医療機関に対する財政支援制度拡大を要望する予定をしております。また、全国町村会においても同様の要望が国に出されると聞き及んでおります。

なお、彦根保健所を通じまして、湖東圏域の医療機関にサージカルマスク3,000枚、N95マスク260枚を提供しているほか、豊郷病院へフェイスシールド5,000枚を直接提供しております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の②の新型コロナ拡大がもたらす経済的影響、特に雇用者、被雇用者、自営業者などの所得減少に対する所得補償が必要です。そのための、町独自支援策の実施についてにお答えいたします。

ご質問の町独自の政策の実施についてですが、5月7日の臨時議会で承認いただきました、県が発令した休業要請に協力された事業所に対して町独自で10万円を上乗せして支給いたしますのと、今回の補正予算で計上させていただきました、感染症の影響により令和2年中に昨年の同月と比べ売上げが20%以上減少した月があった事業者に対しまして10万円を交付いたします。この交付金につきましては、感染症で影響を受けた事業者に対して、事業

全般に広く使える交付金となっております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の③の部分についてお答えをさせていただきます。

コロナ感染防止対策として、手洗い・うがい・消毒の実施、不要不急の外出や県をまたいでの外出を控えていただくこと、また、3密である密閉、密集、密接を防ぐこと、マスクの着用を推進しています。町の施設出入り口には消毒液を設置しており、役場窓口にはアクリル板を設置し、感染予防に努めているところです。

去る5月23日には、ご存じのとおり各世帯に50枚入りのマスク1箱を配付させていただきました。

また、教育委員会では、学校の休校で使わなくなった給食の材料を町内の社会福祉法人等にも配らせてもらいました。お礼の手紙が届き、大変喜んでもらいました。

生活保障に対しましては、国や県の動向を注視するとともに、引き続き、社会福祉協議会や湖東福祉事務所と連携してまいります。ご理解をお願いいたします。

河合議長 今村さん、再質問。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 この新型コロナ対策は都道府県が所管になっているというのは、それはそれで事実なんですけど、これまでの政府が出してきたPCR検査数、各都道府県の状況、それから検査率、こういうのをずっと遅れながらずっと出てくるんですけど、滋賀県は非常に47都道府県の中で下のランクなんですね、いつも。もう本当に残念ながら近畿の中でも低い方ですね。

そういう中で、住民の皆さんの不安というのは、保健所に電話しても、最初は4日間発熱が続いたら、そういうのをまだ待ってからという話で、なかなかPCR検査が受けられないと。滋賀県はずっとそういう状況が続いていまして、この前の全協か何かのときに、感染病棟を町長は豊郷病院に依頼しているみたいなこともおっしゃっていましたが、本来やっぱりPCR検査をきっちりやる体制と、それを町内の民間病院にそういったことを押しつけても、今コロナ感染で非常に病院経営は厳しくなっています。また、町内の診療所もみんな厳しくなっているんですね。

こういった中で、町内でできる町内のやっぱり医療崩壊をさせない、院内クラスターをつくらない。そういったことに支援できるためには、先ほどおっしゃっていたいろんなマスクや防護具等の無償提供などをされているという話もありました。それをもっと拡大をして、そして、医療従事者の方がやっぱり感染をされないためには、医療従事者も感染しないためには、PCR検査を独自にできるような町の支援も必要じゃないかと思うんです。もう今は行政検査だけでなく、検査したいと言えばできる、そういうシステムができてきていますので、抗原・抗体検査を含めてそういったことの地域の支援、それを豊郷町でも。

やっぱり地域内で医療崩壊をしてしまうと、もう町民の行き場がなくなってしまうんです。だから、そういったことにもっと積極的な支援が必要じゃないかと思いますが、こういったことに対して今後さらにどういう取組を進めるのか、第2波に向けて、ということをちょっと説明してください。

それと、経済的な問題は、事業所どこでも今経営が悪くなって、町としても単独でいろいろやってくれているのはいいと思います。でも、私、思うんですが、やっぱりこれから将来的に考えて、豊郷町内でやっぱり経済が循環できる地域循環型社会をつくっていくためには、いろんな業種の人々がやっぱり町内にいるということが大事なんですよね。だから、そういう人たちの経営を保障していくというか、存続をさせていく支援として、いろいろ今日の補正でもおっしゃっていましたが、そのほかどういうことが必要だと考えているのか説明してください。

そして、最後に、高齢者、障害者等の。この3密はもう十分にみんなやっています。やっているんですが、問題なのは、やっぱり介護事業所とかそういうところに行ったときの心配とか、高齢者の人たちはリスクが高いですよね。そういう人たちにしても、また、障害者や基礎疾患のある人たちでも、ちょっと自分は大丈夫かなと思ったときにすぐ検査体制ができるような、県にも当然言わなきゃいけませんけど、町内の診療所、そういったところでも検査を受け入れてもらえる、また、町内の診療所なんかでもそういったことがすぐ届けられる。そういう体制づくりはもうこれから本当に必要だと思うんです。

そういったことをやっぱり豊郷町で率先じて進めていかなくては、もう子供さんとか無症状感染者とか、そういう人たちは症状が出ないから分かりませんが、特にリスクの高い人はすぐ重篤化する可能性があるわけですから、高齢者や障害者、また、そういう基礎疾患があってもなかなか医療に行けない低所得者の人たちのやっぱり感染防止対策を具体的に進めてほしいんですが、その点

について今後の方策は何かないのか説明してください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の一般質問、再質問にお答えします。

まず、第2波に向けてですけれども、大体感染症は県が主体的にやるわけでございます。いかに我々が県と市町とが一体的になって対応していくかというのが大切であります。先ほどおっしゃいましたように、PCR検査、徐々にですが件数も増えてきておりますが、まだまだこれから、そこらに感染しても無症状の方がおられる可能性もございますので、しっかり県の方に要望しながら、特に医療体制については、これは先ほど課長も申しましたように令和3年度の県予算、そしてまた、この6月17日に全国の会長会議がウェブ会議であるんですけれども、ちょうど私どもの副委員長の方、これ、行政委員会ですけど、その中にも医療体制、しっかり構築していかないかんということを上げてあるそうでございますので、そういうようなことを国に向けても発信してまいりたいと思います。

なかなか国の方は印刷すればばんばんお金はしますけれども、町の方は印刷はできませんので、そういった状況の中で財政等をしながら、しかしながら、これ、今現在まで打っている状況は、県下でも人口当たりによればうちが一番ではないかなというふうに自負をしております。

これからも、町民一人ひとりの皆さん方にどのような形で支援できるのか、高齢者の皆さん、そして、障害者の皆さん、また、妊婦の皆さん、いろいろとおられると思います。それにはやはり町民幅広くするのが私は一番だと思っております。第2次補正が2兆円と言いますけれども、1兆円は都市部を中心ということと、感染人数、そして、そういう事業者等の多いところに配分するというか、あと1兆円がどういう形で配分されるか分かりませんが、しっかりと町民の皆さん方が喜んでもらえる方法でやってまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、町内企業において何か業種ごとでなり何か支援なりも考えられないかということやったかと思うんですけども、この間3日の日にも商工会の青年部の方より町に対しての要望的なことで話をされに來られたときにも、こんな時期ですので大人数で來られたじゃなくて、青年部と商工会の事務局と來られ

たんですけども、こういう中でこういう青年部との集まりというか、何人かのお話の中でも、いつまでも落ち込んでいてもしょうがないので、今後また前向きな事業なりを商工会でも考えていって、何かできないかというのを今青年部の中でも模索している途中だということだったので、もし、そういう何かいい事業があった場合には、町の方にも連絡していただいて、何か支援ができないかということをお話しさせていただいた次第でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 後追いでやるのはやっぱりよくないんじゃないかと思うんです。県、国がしっかりしてもらわんと進まへんという町長のお話でしたけれども、うちの町は幸いにして総合病院もあるし、診療所、個人医院もいっぱいあるんですよね。そこでいかに新型コロナの感染防止対策を強化していくかというのは、町独自でもできる対策として考えられることはあると思うんです。

その防護服等やいろんなものを無償提供は当然のことやと思いますが、やはりそういう医療関係者も今本当に経営も悪化していますし、それと、病気になっても何か病院に行くのが怖いという人もいますしね。そういった治療をお互いに安心して受けられる体制をつくるための地域の医療崩壊を招かない隔離というのは、当然基本にはPCR検査とか抗原抗体検査の拡大は当たり前ですけども、そういうこともやっぱりつなぎとして町が積極的に医療機関とどういう方法が一番検査の迅速化を図れるかとか、そういう具体的なことで、私、もっと取り組んでいただきたいと思っているんですが。

特に高齢者とか、そういう基礎疾患があるとか、障害者の皆さんなんかは日々やっぱりそういったことでいろんなサービスも受けられない人もいますし、そういったことで、町がやっぱりそういうことに対しても県や国に対しても言うのと同時に、やっぱり地域医療を守っていくという観点で豊郷の町民の命を守るという観点を持ってほしいなと思いますが。

産業振興の方はもう町の案はなさそうなので、また次に提案はさせてもらおうかなと思いますが、医療関係はやっぱり2波、3波とこれから共存していかなあかんというか、専門家の声が多い中で、滋賀県に対しては非常に全てが遅れているというのを感じます。特に検査体制が遅れて少ないというのがあります。そのことで済ませていくということではいけないと思いますので、最後に町の見解を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

検査体制は、滋賀県だけではない、日本が遅れているわけであります。いまだに1日1万件が行かない状況ですから。そういった中で豊郷町が何をできるかという、もう医療機関が本当に運営が厳しいということで、そういう状況ですから、それをしっかり国やら県の方に支援をせえと言うことに、それ以外豊郷町が医療機関に財政的な支援というのはなかなか難しいというのは、これ、現実ではないかなと思います。

そして、先ほどの防護服等々については、適時その状況を見ながらお力添えをさせていただきたいなと思います。PCR検査を豊郷でできるようにと、そういうような工程、そして、体制をどうするかという、やっと今、唾液での検査が出ましたけれども、今の鼻の中に入れてやるのは大変な危険が及んできます。ましてや大変な状況でもございます。

それと、今日まで豊郷町の人がPCR検査を受けはったのは1件か2件、私の記憶しているのは1件だけであります。あと1件は、ちょっと連絡が錯綜しましてよその方だと、ここ3日か4日前に豊郷町の方が検査を受けておられます。それで、その検査体制の方は、豊郷の方は今のところそういう発熱外来の方には行っておらない。ただ、病院のこういう豊郷病院なり、そして、開業医さんも内科の方がもう大変経営が苦しくなっています。これはしっかり国、県がやはり医療機関を崩壊させないためにやっていくのが、それが我々町の人間がしっかりそれは発信していくのがその仕事だと思っております。いろいろな角度から町民の皆さん方の支援ができるか、それは今後考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

河合議長 今村さん、次の質問してください。

今村議員 続きまして、役場庁舎建替整備事業工事入札の問題点を問います。町長に問います。

去る3月18日実施の豊郷町役場庁舎建替整備事業工事の条件付き一般競争入札について、税金の無駄遣いをなくす観点で疑問点を伺います。

まず1点目、この入札は1者のみの応札で、予定価格は事前公表であり、落札率は95.88%という高止まりでした。2月7日にこの入札公告をしてから、入札参加条件に合う業者からの問合せは何件ありましたか。

2点目、2月17日に入札参加申請書が1件出され、町は適格と判断し、かつ、1者のみの入札だが競争性は十分確保されており有効だと町は判断してい

ますが、その理由を具体的に説明してください。

3点目、この工事の予定価格調書は、2月4日に町決定をしています。それによると、事前公表の予定価格金額は設定金額と同じ金額です。そして、最低制限価格は変動型最低制限価格制度は使わず、町独自で決め、さらに、入札後、非公開としています。最低制限価格を非公開にした町の判断理由の説明を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番議員さんの役場庁舎建替整備事業工事入札の問題点を問うについてお答えをいたします。

1点目の業者からの問合せの件数ですが、何社かあったかのように記憶をしておりますが、正確な数字は覚えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目、1者での入札を有効と判断した理由ですが、「地方財務実務提要」という本を確認しております。具体的にとのご質問でしたが、全てを読みますと長くなりますので、該当部分を要約して申し上げますと、5871ページに入札者が1人の場合の一般競争入札という項目がございまして、その中で、工事概要や入札参加資格を公告で明らかにしており、入札参加資格を満たしている者で、入札意欲のある者の入札参加機会は確保されています。したがって、入札参加者が1人であっても、入札における競争性は確保されると考えられますので、入札を行っても差し支えないと考えますと記載されていますことから、有効と判断したものです。

3点目の質問の最低制限価格の非公表の理由といたしましては、過去から何度もご説明を申し上げておりますが、本町においては、過去の談合裁判を受けて入札制度の見直しを行い、情報漏えいをなくすために予定価格を事前公表として取り扱っております。このことから、たとえ事後といえども最低制限価格を公表することは、過去の入札の実績から最低制限価格が推計されるおそれが生じ、適切な積算を行わずに入札を行う業者が出てきたりして、真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることが考えられますので、地元業者育成の観点からも非公開としているものです。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問を。

今村議員 今、清水企画振興課長が答弁されましたけれども、入札のこの公告した7日から、その公告から問合せが何件か覚えていないというのは非常に無責任な発

言です。この入札公告調書を見ましてね。これは1週間、2月7日から14日までに申請書ならびに技術資料も出しなさいと、1週間で仕上げなさいというこの公告調書になっているんです。公告になっていますけれども、たった1週間の間で問合せが何件あったか分からないというのは、ちょっと答弁として議会に対しておかしいんじゃないですか。

それから、この1件のみの入札で競争性が十分確保されていると、会計法及び「地方財務実務提要」に記載されており有効ですというのを、これ、企画振興課から起案書が2月14日に出て、2月17日に町長もそれを決裁しているんですね。その会計法の第29条の3には、入札は、原則、一般競争入札によらなければならないというのがそこです。

また、会計法の第29条の6、予定価格内最廉の価格、これは最も低い価格の入札を落札しなければならない。これが適正に運用されれば予算の無駄遣いがなく、極めて公平で透明な制度になるということですけれども、過去の談合裁判によって最低制限価格を今回非公開にしている理由にしておりますが、これまでの伊藤町長の行ってきた条件付き一般競争入札では、変動型の最低制限価格制度を取り入れて、最低制限価格も公表してきた経緯があります。

今回はなぜかこのように変動型最低制限価格を取らない、入札後も非公開とする。これって非常に、この「地方財務実務提要」というのは、地方自治法、地方財政法、地方公務員法、こういった規定に照らして、全体の奉仕者として町執行部が財務規則、町では財務規則を運用し、最少の経費で最大の効果を上げなくてはならない、こういう服務規則があるんですよね。そういった中で、今回のこの入札、95.88%、全国オンブズマンではこれは談合の結果やと言いますが、今回、1者しか入札をさせなかったと言われてもおかしくないような入札公告の在り方と制限価格の非公表、これはなぜ今回こういう形にしたんですか。最低制限価格も当然競争性があるんだったら公表すべきじゃないですか。今までしていたのをしない。1者しかしない。こういうことに対して、これでは町民の血税が本当に適正に執行されるのかと。この13億円ものみんなの血税を使う庁舎整備工事、これに対して多くの町民が疑念を持つと思います。それについてどう思われますか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1週間の間の問合せ件数ぐらい覚えてないのかというお叱りでしたけれども、確かに短い期間ではありますけれども、何せ2月のことでございまして、しか

も記録も取っておりませんので、正確な数字が分からないということでご容赦
いただきたいと思います。

次に、もろもろのご質問ですけれども、最廉の業者でやるということは当然の
ことございまして、今回1者の入札で最廉のところを取っておりますので、
その法律は違反しておりません。

また、次に、変動をやめて最低制限価格を設定したということですが、
これにも理由もございまして、今の国の方ではダンピング対策のさらなる徹底
に向けた低価格調査制度及び最低制限価格の見直しということで、あまり最低
制限価格が低くなり過ぎないようにというようなことで強力に指導をされてお
られることは議員もご承知のことだと思いますけれども、ということで、最低
制限価格については、令和元年度当初から変動型を用いないというふうに運用
をしておるところで、この入札についてもそれを適用したということでござい
ます。仮に今回これが変動になっていけば、最低制限価格は計算上もっと高く
なっていたらというところが簡単に計算していただけたと思います。

それから、非公開にした部分ですけれども、非公開につきましては、今回が
非公開にしたわけではございません。議員もご承知やと思いますけど、これは
もうかなり前からずっと非公開ですので、今回あえて非公開にしたというふう
に取られるようなご発言はお許し願いたいと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、1週間の間だけ2月だったから忘れたと。これは本当に町の責任ある
立場にある職員の言う言葉かなと思って、私は非常にそれは、今後そういうこ
とを平気で発言するような職員を管理職に置いている町長の責任を問います。

そして、今、1者入札で競争性があって、「地方財務実務提要」の中で十分に
できているという、1者入札のこれは書かれているんだという話ですけれども、
それよりも、やはり地方公共団体が発注する公共工事というのがいかに町民に
とって適正で、かつ、透明性があって、町民の利益に合致するか、住民の利益
に合致するかというために町の執行部は働くことがそれぞれの地方自治法や地
方財政法、それから地方公務員法でるる明記されていますよね。百も承知やと
思います。

そういった中で、運用をこの規定に沿ってやっているから大丈夫だというふう
に、法律には違反してないというふうに一方的な解釈ではなく、国が言うて

る先ほど言った低入札、ダンピング防止と言いますが、今回の入札は、この前のときにもおっしゃっていましたが、予定価格イコール設計金額ですよ。１００％ですよ、はっきり言ったら。設計した金額で、業者の設計金額１００％を予定価格にして、その９５．８８％。普通に入札しても８０％前後ぐらいが普通に出てくるわけですよ。それで、そういった中で、入札とか言う以前に適正な価格を保障していくためには、今回の入札でもうたこの前の全協では十数件対象業者がいるという話でしたけれども、多くの業者が入札に参加できるようなシステムをつくるのがあなたたちの仕事。

ところが、そういったことを非常に、入札公告を読んでいると、業者がこういった資料を作るのも僅か１週間、そんな中で全部の書類をつくるというのは非常に大変です。こういった中で、入札１者でも合理的根拠があるというふうにおっしゃいましたが、これは非常に伊藤町政のもう後退としか言いようがありません。こんな公共事業に絡む入札に関して、競争性、それから透明性、こういったことをちゃんと担保できないような入札でこういったことをやっていくということに対しては、最低制限価格をなぜ公表しない、そのことについても非常に私はこの町の入札制度に不信感を持ちます。そういった面で答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、１２番議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

何点かありましたけれども、まず、予定価格についてですけれども、設計とイコールやからということで、多分議員もご承知やと思うんですけれども、設計価格については、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものに、いわゆる分切りによる予定価格の切下げは法律違反であると明記されております。その点を踏まえまして、本町におきましては、法律を違反しないために設計価格をイコール予定額にしておるということで、何らご指摘をいただくことではないのであろうというふうに思っております。

次に、透明性を確保した入札ということでご指摘をいただきましたけれども、一般競争入札については、ご存じのとおり、今回の工事の条件につきましては、十数者以上の入札に入れる業者さんが条件に合う方はおられます。その方が仮に入札に参加したいと言われまして、本町としましては、書類さえ出していただければ誰でも入れるようにしております。指名競争入札ではございませんので、それについても競争性が確保されております。

なお、一般競争入札については、平成２０年３月議会等でも議員本人が、「一

般競争入札の導入を検討すると表明されているので早期実施を強く求めます」、平成20年9月の定例会では、「広く一般競争入札の実施を行うべきで考えております」。ほかにも何度となく一般競争入札の導入について、透明性確保の観点から導入を強く町の方に要望いただいておりますので、それも踏まえまして、町の方としましては、平成23年の7月から一般競争入札を行っておるもので、今回の入札が特に変わったことをしているというわけでもございませんし、完全に透明にやっておりますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 最低制限価格を公表しないのは理由をもっと言わな。ちゃんと答えて。

企画振興課長 はい。それと、最低制限価格の公表につきましては、それも先ほどお答えをしましたけれども、最低制限価格を公表しますと、予定価格も最低制限価格も両方公表すると、予定価格から電卓をたたただけで、平均的に大体これぐらいの率で最低制限価格をつくっているであろうなというふうに業者さんの方から予想されてしまいます。そうすると。

今村議員 事後公表で言うたんやで。事後公表であんたのところが。事後公表してる。

河合議長 答弁を続けてください。

企画振興課長 はい。事後でもあっても、過去の入札の調書さえ見れば、平均的な最低制限価格の設定率が分かかってしまいます。そうすると、次の入札も大体この辺の率で掛けてくるやろなということが業者さんに推測されてしまいます。そうすると、先ほども申し上げましたように、適切な積算を行わずに、単に予定価格に率だけ掛けて札を入れてくるというようなことになりますと、町内業者さんの積算能力を奪ってしまうことになりますので、町としまして、町内業者育成のために、そういうことで取扱いをしているものです。

以上です。

河合議長 今村さん、次の質問をしてください。

今村議員 3問目です。介護崩壊を防ぐ町介護保険事業の取組をということで、町長にお尋ねをいたします。

新型コロナ感染防止による休業や利用抑制で、介護事業所の倒産や介護サービスが安心して受けられない状況が生まれています。今後、介護崩壊を防ぎ、介護を受ける権利と介護従事者を守る取組が必要ではないでしょうか。

介護ヘルパーは感染源になりたくないと常に緊張状態です。マスクも消毒液も不足していて、国、自治体による防御具確保が急務です。町内の介護事業所でクラスターを起こさず、介護従事者や利用者の命を守る支援が大事です。そのために、町による防護具等の無償提供や町介護保険会計の介護報酬支払いを

前年度並みの概算払いでの実施を求めますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子委員の介護崩壊を防ぐ町介護保険事業の取組をのご質問にお答えいたします。

町による防護具等の無償提供について、まず、国及び滋賀県からマスクは提供されておりますし、消毒液につきましては、優先購入できるよう、販路確保は国において実施されております。また、町としても、希望された介護事業所へのマスク及びフェイスシールドの配付を実施しております。

介護報酬の支払いの概算払い化につきましては、現行の介護保険法で、サービスを受けたときに被保険者に介護サービス費を支給すると規定されている以上、概算払いの方はできません。ただ、東日本大震災等の災害時には概算払いが特例として認められてきてきた経緯を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症対策の特例として、介護給付費の概算払いを国が認めた場合は実施できると考えておりますが、現時点での町単独実施は困難であると考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問です。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、課長、町で希望された介護事業所に対しては、防護具等、そういったものを提供していると言いましたが、町内には各種訪問介護事業所、デイサービスの事業所、施設介護、また、地域密着型の事業所や入浴サービスの事業所、いろいろありますよね。病院系のデイサービスもありますが。どこに希望されて、どこにそういった防護具等の提供をしたのか、具体的に説明してください。

そして、介護保険で、全国的にやっぱり廃業しなくてはいけない、こういった事業所も出てきています。豊郷町で先ほど介護保険の前年度並みの報酬支払いというのは国の動向を見なきゃいけないみたいな言い方だったんですけれども、国に対してもそういった関係団体やらそういう要望行動を展開しておりまして、国の答弁も、やっぱり先ほどおっしゃったように、東日本大震災等のときは特別対策をやったと。だから、そういうことがもう既に国の段階でも検討されているわけですから、町としては先駆けてもやってもいいんですよ。国がそういうふうに介護が本当に大事なね。

やっぱり今この介護サービスを受けている方が一番リスクが高いんですよ。

そのヘルパーさんとか、本当に日々本当にご苦労されているんですよ。そこにやっぱり事業所の人は定期的にPCR検査、抗体検査も受けられるとか、そういったこともいろんな団体が言うてます。でも、町としてできることもね。やっぱり事業所が潰れていけば、結局、必要な介護サービスが受けられなくなっていくんです。そういったことでもっと危機感を持ってね。

会計自体は、第7期会計は3年間の事業計画で介護報酬もちゃんと予算化されているわけですよ。今年度それを支出したから、それが赤字分で上がってくるわけじゃないのやわ。そんなことも課長は当然よく知っておられるから。ですけど、そういったことを、県待ち、国待ちとか、そういうやり方でしか動かないことは、やっぱり豊郷町の町民のニーズに応えられないと思うんです。だから、そういう面ではもっと積極的な展開をしてほしいんですが。町長でも結構です。答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問の方にお答えいたします。

まず、マスク等の配付状況につきましては、ちょっと若干長くなりますが、ご容赦の方、お願いしたいと思います。

社会福祉協議会さんの方にフェイスシールド30枚とマスク1箱が町から配付させていただいた部分と、あと、滋賀県の方からマスクの方が140枚配付させていただいています。

あと、続きまして、有限会社元気、こちら、元気村さんになりますけれども、居宅介護支援センターの元気村、デイサービスの元気村さんと認知症対応型の通所介護の寿げむさん、こちらの方につきましては、県の方からマスクが196枚、フェイスシールド100枚、町からマスクを100枚、配付の方をしております。

豊郷病院さんの方の居宅介護支援センターマックスとよさとさん、パストラルとよさとさん、レインボウとよさとさんにつきましては、マスクを231枚と、フェイスシールドは豊郷病院と含めてになりますが5,000枚、先ほども答弁させていただいたとおりです。

あと、あすなろ福祉会さんの方で、こちらの方につきましては、いやしのさとデイサービスセンター、特別養護老人ホームのいやしのさと、グループホームのかがやき、こちらにつきましては、マスク、県の方で294枚、町からフェイスシールド100枚とマスクが100枚。

あと、訪問介護の幸せの扉さんに県の方からマスクが84枚、町からフェイ

スシールド５０枚とマスク５０枚、ユアシス豊郷さんに県の方から８４枚、フェイスシールド５０枚、マスクを町から５０枚、おした整形外科医院さんの方にマスクを９１枚とフェイスシールドを３０枚。

あと、たけは医院さん、こちらはちょっと介護保険事業所ではありませんけれども、たけは医院さんにマスク９１枚とフェイスシールド３０枚、重森医院さんの方にマスク９１枚とフェイスシールド１０枚の方を配付の方をしております。

あと、概算払いの要望の実施につきましては、こちら、国の２次補正になりますけれども、医療機関等の資金繰り対策として、診療報酬の概算前払いの方が実施されるというのを聞いております。こちらにつきましては、基本的に今現在、介護報酬の請求につきましては、まず、事業所の方から滋賀県の国民健康保険団体連合会、こちらの方に申請請求が行って、そちらで一旦県内全体の被保険者の請求を取りまとめて各市町の方に請求の方を投げるという流れになっておりますので、例えばうちだけ概算払いをしようと思うと、この審査請求の流れが崩れる形になりますので、町単独として実施するのは現時点ではなかなか難しいのかなという部分と、先ほども申し上げましたとおり、介護保険法第４１条になるんですけれども、要介護認定を受けた被保険者さんに居宅で介護を受けたときに、要は現物給付として居宅介護サービス費を支給するという法律の規定の方がありますので、現時点でサービスを受けてない方に概算払いをするというのは法令の規定の範囲外になりますので、町としてコンプライアンスの観点からは現時点で実施の方難しいかな。

こちらの方につきましても、先ほどの答弁の繰返しになりますが、まずは、国の方で特例の方を認めていただいて、国の方で全国的に対応すべき案件かと思しますので、町単独の実施については現時点では考えていない部分と、あと、介護保険事業所だけに限らず町全体の経済対策として、介護事業だけに限らず、どの業種でも事業売上げの落ち込みというのは起こっておりますので、介護保険だけに限らず町全体として考えていく部分は必要かなというふうに考えています。また、独立行政法人福祉医療機構による福祉医療の貸付をはじめとした一般的な融資制度を現時点で活用していただいて、この難局は一定乗り切っていただければなというふうに考えておりますので、ご理解の方、よろしくお願いします。

以上です。

河合議長

今村さん、再々質疑です。

今村議員

この各事業所、経営がすごく悪化しているところもあると思うんですよ。この

フェイスシールドとかマスク等をこのぐらいの数で事業所がやっていけるかというたら、本当にあつという間になくなっちゃうんですよ。そういうところは、やっぱり豊郷でその感染拡大を起こさないというのは、行政のやっぱり安全対策として町が独自にやって当たり前だと思います。

そして、介護保険法が云々とおっしゃいますけど、別に介護保険法で支出しなくてもいいんですよ、事業会計で。一般施策の一般会計で取りあえず関係町内事業所、町の今まで予算化したところには概算払いたらいんですよ。国からそういった交付金が入ってきた時点で、その分はまた差引きでしますしね。

考え方は幾らでもできるんです。やる気の問題なんですよ。そういったことを町執行部で工夫をして、やっぱり県並み、国並みで、アベノマスクも来ませんけど、もうそういう体制の遅れを町は独自にやっていきますよということを発信してください。そういった面で最後に答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

経営が悪化されている事業所の方があるということで、そちらの方は当然こちらの方でも把握はしております。ただ、マスクにつきましては、当然基本的にはうちの町からの配付の方もありますし、事業所自身がマスクの備蓄をされておるといふふうに思っておりますので、今まで3月、4月、なかなかマスクの調達が難しかった時期がありましたけども、基本的には現在一定安定的に供給されているというふうに考えておりますので、必要な備蓄については当然事業所の方でも実施していただいて、なおかつ、第2波、第3波で急激にマスクの需要が高まりまして再度供給が追いつかなくなった場合については、当然町のコロナ対策本部の方で備蓄の提供については適切に実施していただけるといふふうに考えております。

あと、一般会計の方からの運転資金の提供につきましては、介護保険事業所だけに限らず、一般のほかの業種の運転資金も提供していただけないのかという話にもなりかねませんので、例えば介護保険だけは運転資金は提供しますが、医療機関の運転資金の提供はやらない、飲食店の運転資金の提供は違うやつを使ってくださいという流れと、公平性の観点から言うと、全ての業種に対して運転資金の提供ができるのであればそれが一番理想的かなというふうに思いますけども、なかなか町として全ての業者に対して運転資金を提供するのは非常に額面的にも困難な部分があるのかなというふうに考えております。

こちらにつきましても先ほどの答弁の繰返しになりますけども、貸付金等が

ありますので、そちらを有効に活用していただくという方策もありますので、必ず町がやらなければならないという部分もありますけど、事業所の方で努力していただいて、現状ある融資制度、特に例えば持続化給付金であるとか雇用調整助成金、あと、コロナ感染症の特別貸付け等、諸制度がございますので、そちらをまず活用していただいて、それでもなお運転資金が厳しいということであれば、個別に町に相談していただければというふうに考えております。ご理解の方、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 そしたら、町長、頼みますわ。

河合議長 次に、鈴木勉市議員の質問を許します。

鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問を行います。

庁舎建替事業の経過を検証する立場から質問をいたします。

3月議会で平成23年度と平成30年度に行われた耐震診断結果に大きな違いがあることを指摘した結果、多くの間違いがあったことが明らかになりましたが、1点目は、業者からその回答があったのはいつなのか。

2点目、本館の建築年月日が確認不足で昭和47年になったとか、診断耐震年月日が確認不足で空欄のままになったとかという回答でしたが、常識的にそもそもこういう回答が考えられませんが、どうしてこういうことが起こったのか、説明を求めます。

次に、その結果、新しい耐震診断と私は呼ばせていただきますが、それが平成29年12月26日から平成30年3月30日に行われていたんだということが分かりましたが、この新しい耐震診断結果資料の提出を求めます。

また、平成30年5月14日に既存建築物耐震診断等判定委員会に判定を依頼しておりますが、これを依頼した支出負担行為を起こした起案日及び支払日を明らかにしていただきたいと思います。

5点目は、同じですが、平成30年12月議会の全員協議会、確か12月3日だったと思いますが、C、D、2案の金額が出たという説明がありましたが、この額が示された2つの案の支出負担行為の起案日及び支払日を明らかにしていただきたいと思います。

さらに、本館3階の天井が地震の揺れによって落ちる可能性があることをいつどの資料で執行部が認識されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、何度も求めてまいりましたが、庁舎建て替え工事の最終の設計書の提出を求めるものであります。

2 点目は、再任用制度について問います。

再任用制度について、今年度の再任用者数、職名、職務の級を明らかにして
いただきたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 すいません、議長、答弁の前に、今、鈴木議員のご質問の中で、耐震診断結果報告の資料と庁舎建て替え工事の設計書の提出を求めていただきましたので、
出させていただきますよろしいでしょうか。

河合議長 ありますか。

総務課長 持っております。

河合議長 そしたら、それを。

総務課長 はい、お願いします。

河合議長 どうぞ。

総務課長 今ほど議長の了解をましたので、皆様には今、クリップ止めの一式を配らせて
いただきます。これには、今ほど鈴木議員からご質問の中でご指摘ございました耐震診断の結果報告と、そして、設計書ならびに図面でございます。ご確認
のほど、お願いをいたします。

また、今ほどのお配りいたしております設計書、まず、一番上のホチキス止
めが 29 年から 30 年にかけて行いました耐震診断の報告書のものがございます
すけれども、それに続きまして、設計書を。

河合議長 ちょっと待って。まだ資料を見てへん。

総務課長 申し訳ございません。

今ほどクリップ止めでお渡しをしました 2 つ目のホチキス止めの設計書で
ございますが、これは建替整備事業工事になる前の名称の増改修工事のままにな
っております。中身の金額については一緒でございますけれども、県とのヒア
リングの中で名称を変更した以前の予算化するときの資料の設計書がついてお
りますので、現在は建替整備事業工事という名称に変更させていただいており
ます。置き換えておりますので、ご理解のほど、お願いします。もちろん建て
替え工事の設計書も同じ金額でございまして、今回この写しを、こちらをつけ
てしまいまして申し訳ございません。

それでは、鈴木議員の庁舎建替事業の経過を問うというところにつきまして
の質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず 1 番、業者からの回答があったのはいつかにつきましては、この 3 月 9
日の月曜日でございます。3 月議会の初日にご指摘を受けまして業者に依頼を

しまして、月曜日でメールにて報告を受けたものでございます。

2 番目、本館の建築年月日が確認不足で 47 年になった、また、誤った表記、空欄になったの回答は、なぜ確認不足であったのかということでございますが、この耐震診断の報告が上がってまいりましたのが、7 月当初に確認をさせていただいたときに、47 年という表記については、これはおかしいのではないかとということで指摘をさせていただいておったんですが、これがそこで数字を直してしまいますと、この判定委員会の書類を直してしまうことになりますので、これについては業者へ指摘をしたというということでございます。

空欄につきましては、先の議会で鈴木議員にご指摘を受けました先の 23 年当時の資料のとの比較を私はしておりませんでしたので、その部分についての確認不足であったのかなというふうに考えておりまして、前回の議会でも訂正をさせていただいたところでございます。

続きまして、3 番目でございます。平成 29 年 12 月 26 日から 30 年 3 月 30 日に行われました新しい方の耐震診断結果資料につきましては、耐震診断結果資料と、それを判定委員会に判定していただきました、評価していただきました部分についての資料を今ほど提示させていただきました。

また、平成 30 年 5 月の既存建築物耐震診断等判定委員会に依頼したというところにつきましては、今ほど出させていただいた資料のことでございますけれども、支出負担行為に係ります起案日、支払日でございます。これにつきましては、耐震診断の行われました 29 年 12 月 26 日に支出負担伺は起票いたしましたけれども、この事業は繰越しになりました関係で、新たに 30 年の 4 月 2 日に新年度として支出負担伺を新たに起票させていただいて、負担行為の支払日の起票日が 30 年の 10 月 9 日でございます。支払日が平成 30 年の 11 月 12 日となっておりますところでございます。

5 番目でございます。30 年の 12 月の全員協議会で 2 案の説明をさせていただいたところでございますけれども、この 2 案についての金額につきましては、支払い等についてはしておりません。これは積算によります金額の比較をしたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

また、本館 3 階の天井が地震の揺れによって落ちる可能性があるということをどの資料で確認したのかということでございますけれども、平成 30 年 5 月 16 日の設計業者との打合せ時に、先に実施された判定委員会と設計業者のヒアリングの中で指摘されたということを打合せの中で報告を受けて、全員協議会の中で説明をさせていただいたところでございます。

設計書につきましては、今ほど提示をさせていただきましたが、名称につき

ましては増改修工事になっておりますけれども、これは、現在は改築整備工事ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再任用制度について問うについてお答えいたします。

今年度の最任用者数につきましては5名です。②の職名につきましては、1名が局長、1名が園長、2名が課長、1名が係長であります。③職務の級につきましては、局長、園長、課長につきましては6級、係長につきましては4級となっております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問。

鈴木議員 議長。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 まず、再任用の問題に行きますが、再任用職員は5名、課長さんが4人ですか。ちょっと聞き漏らしたので。ごめんなさい。ちょっと最近耳の調子が悪いので。係長がお一人で、職級でいえば6級が4人ですか。4級が1人ということだったと思いますが。

人事が首長の専決事項だということは十分承知をいたしております。ただ、現実として、例えば再任用職員さんの中で課長さんが4人、係長さんが1人、職級でも6級が4人とか4級が1人という違いが生まれている。

教えていただきたいのは、こういう人事はどのようなこの、条例というか、規則というか、要綱というか、に基づいて実施をされているのか。ちょっといろいろ条例、規則、要綱を探してみたんですが、なかなか私の不足かも知れませんが、見つかりませんでしたので、教えていただければと思います。

それから、今、6級の課長さんと4級の係長さんがおられるということでしたので、給与でどれだけの違いがあるのか、これは説明をお願いできればと思います。

それから、これも説明できればの話でよろしいですが、この再任用の方の中に今年昇格、再任用で昇格、昇給された方がおられるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、条例、規則はどこにあるのかということについてお答えします。豊郷町職員の再任用に関する条例というものはございます。そこでちょっと気になりましたので、近隣の市町のいろいろ条例などを調べていきますと、彦根市と米原市は規程と規則をつくられております。

次に、6級と4級の給料の差でございますが、4万500円でございます。

あと、再任用で昇給されたということですが、ちょっと今の職員の階級が両極端、低い人は低いですし高い人は高く、間が来ないということで、今回特別にそういうような形になったということでございます。

以上です。

鈴木議員 昇給、あったの、なかったの。ごめん。

総務課長 昇給はあったということです。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 回答いただきましたけど、私が調べた範囲では、例えば再任用の課長さんが6級の場合は給与が31万5,100円、管理職手当が2万5,000円ですから、月額33万7,600円、4級の場合は27万4,600円で、管理職手当はつきませんから、そうすると、この6級と4級の再任用職員さんの方の差額が6万3,000円になる。同じ再任用職員さんなんですね。中には、今年再任用職員で昇格、昇給された人もいてると。そのことが何に基づいて行われて、その条例とお答えがあったんですが、条例には私もこの条例は引き出しましたけども、そこまでは書かれていない、具体的にどうするかは。

そこで、全国でどうなっているのかと少し調べてみましたら、例えば、長野県の諏訪市は、昇格はないという規則をつくられておられます。福岡県の赤村は、こうすることで選考するという選考基準を明確にされています。徳島県の神山町というところは、ここは規則で再任用職員がつく役職を係長クラスもあるとなっているんですね。

特にこの徳島県の場合は、この神山町が再任用職員を課長にしたということ、そのこと自体が県内の新聞に大きく取り上げられているんです。各自治体では定年退職者を原則採用していると。けども、徳島県内で課長への起用はないと。特別にこれは神山町でそういうことが起こったものですから、これ、県内で新聞に取り上げられるほどの話題性になったということがあります。

私が申し上げたいのは、職員から見たときに、この人事の公平さ、透明性というのがやっぱりないと、非常に不安になって働く意欲にも影響してくるので

はないかというふうに思うわけです。豊郷には豊郷の実情がそれはそれであると思いますから、今回のこの事業を踏まえて、やはり再任用制度について明確な規則や要綱を定めるということが必要ではないかを求めますか、回答お願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

詳しく言いますとプライバシーの問題になりますので、詳しくは言いません。本当は詳しく言いたいんですけど。おっしゃったように、規則、規程の方をつくらせていただきたいと思います。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

庁舎の問題ですが、資料の提出をまずいただきましたので、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

最初は業者からの回答ですが、3月議会で2つの耐震診断の違いについて一覧にして質問をいたしました。業者が間違いを確認したとの答弁でしたが、業者からの回答は、私たち議員は執行部からいただいたんですが、管理職の皆さんにまだその業者からの回答を配付できていませんでしたので、今回お配りをさせていただきました。1つは、その業者からの回答か具体的にいつだったのか、さっき説明がありませんでしたので、まず、この具体的にいつだったのか再答弁をお願いいたします。

先ほども言いましたが、診断実施年月日が空欄になっているというのはとても信じ難いことでありましたが、今頂いた資料でも、当然これ、平成23年度になっているんですが、こういう基本的な資料が、これに基づいて庁舎の最終設計がされるわけですから、確認不足の一言では私は済まないと思うんですが。

お聞きをいたしますが、まず、役場から頂いたこの回答書ですね。これです。これは業者からの回答書そのものなのか、業者から回答があったものを町が整理したものなのか。業者から回答であれば、業者からの送り状も含めて業者からの回答書の提出をお願いしたいと思います。

2つ目は、耐震診断結果というのを、今日これ、頂いたんですが、これはこの判定委員会に申込みをされた資料ですよ、これは。この中のどこまでがこの耐震診断結果なんですか。よく分からん。どの部分が耐震診断結果なのか。何ページのどこまでが耐震診断結果なのか教えてください。

次、判定委員会に支払ったのは、最終的には30年の11月ですか、に支払

ったということですが、幾ら支払ったのか。その支払い費用を幾ら払ったのかね。30年の11月に支払ったというわけでしょう、先ほどの回答は。そうですよね。だとしたら、この判定委員会に幾ら支払ったのか、額を明らかにしてください。

なぜそういうことを聞きますかといいますと、この判定委員会の報告書ですが、これ、6月28日付なんです。なぜ30年11月に支払日になっているかというのが今分かりました。なぜかといえば、6月28日の報告なんです、実は第3回が9月に行われているんです。この資料の中にもある。確認をしてください。平成30年9月13日に第3回の判定委員会が行われている。ここです。ページ数は打ってない。

これ、おかしいんじゃないですか。6月28日付で報告書があつて、9月に第3回が行われていると。だからこそ支払いが11月になったわけでしょう。ですから、私は11月に幾ら払ったのか。これ、見てくださいよ。3回目、9月に開かれていますから。普通ないですよ。6月28日付で報告書を作りながら、9月13日に第3回がやっているなんていうことは、常識では考えられませんが、その説明をお願いいたします。

次に、この平成30年12月3日の全員協議会に総工事金額が2案出てきました。C案は16億3,300万、D案は13億1,000万円でしたとの報告がありました。ですから、私はこれは、こういう報告があつたんだから、これは正式に業者から見積りを取ってこの額を出したんだろうと思ったのですが、それは取ってないというお話でした。ね。積算だとおっしゃいましたよ。そうすると、この額は正式な額ではないわけですよ。どこが積算したんですか。

普通、工事金額がこれだけになったという報告があるということは、ちゃんと正式な見積りをされて、あれもして数字が出てきたんだろうなと当然思いますよ、常識的にね。ところが、それはしてない。これは積算なんだと。積み上げた額なんだと、あくまでも。そういう金額を正確な額のように議会に報告するというのは、いかにも私は議会を軽視の話ではないかと。これ、正式な額ではないわけですから。と思いますが、この積算というのはどこがしてどうなったのか、説明をお願いいたします。

それから、天井脱落が分かったのは、平成30年6月1日の全員協議会の報告で、5月16日に業者との打合せで、本館棟の議場の鉄骨屋根の補強が必要であるとの診断が出たと、そこで初めて分かったと、こういう説明でしたが、この耐震診断委員会に町が申入れをしたのは5月14日付です。5月14日に申入れをして、5月16日の打合せでもう既に天井が落ちるんやということが

分かったんやと。町の説明だとそうなるんですが、そうですかというふうには、分かりましたと言うわけにはいきません。

本当に天井の脱落を知ったのはこのときが初めてですか。再度確認です。どうしても信じられません。もう一度言いますよ。5月の14日に申入れをして、5月16日の打合せでもうそれが分かったんだというようなことは、少し納得のいける話ではないです。

それから、設計書については、今これは説明がありましたが、設計書は庁舎増改築工事で図面は庁舎建替整備事業やと、頂いた資料は違うんです。これ、ここの設計書は豊郷町役場庁舎増改修工事なんです。見にくいですが、この図面は豊郷町役場庁舎建替整備工事なんです。これが最終設計で出た設計書と図面だとしたら、あまりにもずさんではないですか。なぜこういうことなのか、説明をお願いいたします。

次に、これが最終の実施設計のものだということで確認をしていいのかどうか、確認をさせてください。

次に、この最終の実施設計をいつやったのかについて問います。

令和元年6月議会で、最終の実施設計予算506万円が伊藤町長の町政報告には書かれていましたが、全員賛成で、私も賛成をしました。可決をしました。同じく令和元年9月議会には13億2,500万が計上されましたから、常識的に考えるならば、この間にこの13億2,000万円の計上、算出がされたんだろうと思うんですが、これの13億2,000万円の計上がどのような形でされたのか。言わば入札で行われたのか、随意契約で行われたのか。ゆうべ夜2時までかかりましてこの間の入札情報を見たんですが、入札はありませんでしたので、質問をさせていただいています。これがどういうことだったのか教えてください。

取りあえず、あまりたくさん言っちゃうと私も頭がこんがらがってきますので、以上、回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、業者からの回答につきましては、3月9日に確認をさせていただいたところでございます。

また、その資料につきましては、業者からのメールが来たのを確認したんですけれども、土曜日に指示をして月曜日にメールが来たということでございまして、この内容につきましては、文言は全く一緒ではないんですけども、

文言の語尾とかをきちっと統一させていただいたり、その部分、私の分からない言葉については確認をさせていただきましたので、分かるような言葉に直させていただいたということでございます。

続きまして、30年11月に支払った金額でございます。これにつきましては291万6,000円でございます。

また、6月28日付の報告で9月にあった報告の日付でございますけれども、6月28日付で判定委員会の意見があった後、いろいろな指摘事項があったので、最終の指摘事項についての最終調整が9月まで延びたということをお願いしておるところでございます。

また、耐震の資料の中で、どれが判定委員会の中の資料で、どれが耐震診断表という部分につきましては、基本的に以前ご指摘を受けました表、47年の間違い、空欄が書いておったその部分については、これが環境空間設計の作成した資料だというふうに聞いております。

また、あと、その報告書の中でのグラフ、グラフといいますか、図面についても、環境空間設計の図面ではないのかなというふうに私は認識しておりましたので、何ページから何ページというのは、これは意見と図面という形の構成になっておりまして、本来ですとここから抜くんですけれども、耐震診断をこの30年当時の耐震診断結果報告とするための評価委員会の報告書ですので、この報告書になったということでご理解をいただきたいということでございます。

続きまして、C案とD案の16億円と13億円の違いの金額でございますけれども、これは以前から積算書と私は言っておりましたんですけども、これは設計書に代わるものでございますので、以前そのC案としての設計をしたときの金額でございますので、これは環境空間設計がつくった設計書であると。積算書という形の、同じことでございますけれども設計書でございます。

また、天井についての今の件、5月14日では日が合わないのではないかなということでございましたが、私が環境空間設計から聞いておりましたのでは、29年度当時から、12月26日から耐震診断の契約をし、進めていく中で、日本建築総合試験所に打合せ、ヒアリングの打診を行い、3月から4月以降にヒアリングをしておったというところで、5月の14日にヒアリングがあったよということでございます。それをおっしゃっていただいたのかなということでございますけれども、行ったその日に聞いたのではないかなというふうに認識をしております。

それから、表紙の名称でございますけれども、誠に申し訳ございません。当初

は増改築という部分を使っておったんですけれども、例の市町村役場の緊急保全事業の、増築になると対象にならないということで、あれはあくまでもC案で増築ですけれども、D案になりますと改築になりますので、誤解を与えないように名前を変えたんですけれども、金額はそのときから変わっていない中で打合せをしておったと。これ以上の金額を増やすことは到底無理があるのではないかなと私も考えまして、そういう中で打合せをしておったということでございます。図面についてはいろいろと変えておったので、名称も変えさせていただいたんですけれども、もちろんこの今現在の名称での設計書も同じ金額で取っておるところでございます。すいません、そういうことでございました。

それから、最終確認につきましては、この設計を基に、この金額がこれ以上金額を変えずにどこまで中身、機能について変えられるのかというような議論をしておったんですが、金額についてはもうこのまま13億1,100万のままでいっておったということで、設計額の最終確認ということでございます。

以上でございます。

鈴木議員 6月議会で506万を可決したけど、これを9月議会で13億2,000万で計上された。この506万はどう使用したのかということです。

総務課長 申し訳ございません。その設計につきましては、最後の建築確認等の作業まで行くだけの建築確認に上げるための図面ならびに設計段階の最終の部分についての業者委託をしたものでございます。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 まず、これは確認ですが、私の間違いじゃなければと思いますが、業者からメールが来たのが3月9日とおっしゃいましたか。3月9日というのは確かコロナが起こって、予算決算委員会でしたか、1日で終了したときだったかと思いますが、そのときの朝の全員協議会で報告があったような記憶があるんですが。今の話と、いや、私の記憶が間違っていたら訂正をしていただければいいんですが、まずその点が1つです。

2つ目は、ちょっと走るかもしれませんが、この判定委員会、ここに支払ったのが二百何万というお話でしたね、11月に。私、持っているのは、ここに一般財団法人日本建築総合試験所既存建築物耐震診断判定事業料金規程というのがある。これを見ますと、うちの平米数が当てはまるのは、2,000平米以内ですから、耐震診断判定が16万5,000円、耐震補強計画判定が22万、総合判定が33万。料金規程、明らかにされていますよ。

先ほどのお話やと、二百数十万支払われたというのは何を支払ったのか。こ

の料金規程もはるかに多いじゃないですか。これにはどうして納入をしなければ、納入に要する費用は申込者の負担とするとか、いろいろ書かれています、これだととてもとてもさっきの二百六十何万行きませんよ。何に支払ったんですか。この料金規程よりはるかにオーバーしているじゃないですか。これ、明確に、これ、財団法人のものですからね、定められていますが、それはいかなものかと。

それから、506万可決をして、9月議会で13億2,000万円計上されたけども、これは平成30年の12月にあった13億何ぼのそれを基礎にして積み上げたものだと、こういうことですよ、説明は。だから、この506万は、その後のいろんなものに使ったんだと。だから、最終実施設計予算には使っていないんです。課長の説明だと、私は、だから、6月議会で最終実施設計予算506万可決と。これは町長の町政報告にそう書かれているんです。私もそれで賛成したんです。そのことを言ったんじゃない。9月議会に13億計上されているから、当然どこかでこの506万が使用されたと思うじゃないですか。だから質問したんです。ところが、それはここは使っていないと。後のいろんな調整した。これもちよっと納得がいく話ではないですが、答弁を求めます。

天井の脱落ですが、平成30年9月議会で私はアスベスト問題について質問させていただきました。そのときに回答は、平成30年6月議会では、私も初めて6月にも質問したんですが、と思っていましたが、確かにあの時期やと思っていますと。ただ、そのときは、あそこ、アスベスト、3階の筒は触らなくてもよいということでした。

今回この問題が出てきたのは、天井がつり天井でブレースを入れなあかんとということでこういう問題になってるんやと。なぜこうなるかといいますと、実は当初のC案は2階建てなんですよね。これ、平成26年10月から12月に行われた行政懇談会の報告、2015年3月の特集号です。これを読みますと、C案はこう書かれているんです。旧館棟と木造棟を除却撤去した場所の本館棟北側に鉄筋コンクリートづくり2階の新館棟を増築すると。これ、私が言っているのはそう書いてあるんです。2階だと。2階であるがために、このC案とD案を比較すると、ほぼ一緒なんです、C案とD案、金額が。若干C案の方が安いんです。仮設庁舎の問題が言われますが、このときに既にこの金額の中に、また仮設庁舎を要すると、もうこのときにも書かれているんです。

お聞きしたいのは、当初は2階建てだったものが、いつから3階建てになったのかね。だから、先ほどの町長の答弁で、つまり、あのときというのは3階建てここにくっつけようとしたときに、前の課長との話ですが、やり取りであ

りました。そのときに、このアスベスト、3階も直らないかんのやという回答
だと言え、このときの回答はそのまま理解できるわけですが、いや、それは
私の理解が違ったらまた後で訂正してもらったらいんですが、そういうこと
がどうかということの説明をお願いしたいと思います。

最後に、C案とD案の比較が正式な見積りではなく、これまでの積算でこれ
ぐらいだろうという額が報告された。補助金の関係でD案の方がいいだろうと
いうことでスタートしたというのは、それはそれで理解できるんです。ですが、
正式な額ではなしと。積算の基礎でこれぐらいだろうということを出発をして、
C案とD案が企画されて、やっぱりD案が安いと、補助金もあるということで
D案に落ち着いたということなんです。

最後に、私は天井脱落が5月16日に初めて知ったんだというようなことが
言われるんですが、この建築委員会の報告書を読みますと、報告書は、耐震補
強計画は、脱落防止を意図したS板屋根工事の増設で判定要件を満足すること
を確認したと書いてあるんです。つまり、ここに出された報告書は、平成29
年の12月から30年に行われた新しい耐震計画で、これ、全部環境空間設計
ですよ。そこでこれが脱落するということが掌握を既にされたから、環境空間
設計はそこを補強する計画をしてここに出したんでしょう。その補強計画はこ
れで十分判定要件を満たしているというのが最終的な報告書になっているの
ではありませんか。

私は申し上げたいのは、この間、冒頭にも申し上げましたが、建替事業の経
過を検証するという意味で質問をしたいと言いましたが、まだまだ大きな、む
しろ今日の質問でまだまだ疑問が湧きましたので、ぜひ明らかにしていただ
ければと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

今きちっとした書類はないで、確実はないか分かりませんが、この3階
は、要するにこの議場からしか出られないということで、それで、廊下をつ
けなあかんということで全体を触ることになって、それで脱落するという話にな
った。そして、トイレも多目的、特に和式ではあかんさかいに洋式をと、そ
ういう感じでございました、今までの状況の中で。それで、触ってきた状況の中
で、そういうこの石綿の問題が新たに出てきたわけであります。

それで、ここはC案は2階建てだと思います。それよりは、ここを触らん

んやったのが消防法の関係で触らなくなって、そして、もう少し縮めながらトイレのプレスを増やそうと、それが途中で変わったということです。それで、大体建設委員会、特別委員会がつくられたときに、サイズの西山さんが委員長私案ということでそのC案を出されて、それでずっと来ていた。それはもう皆さんご存じで、それで行って、その金額が大方しっかり出てきたわけです。

しかしながら、そこでまた振り返ったのが30年の1月の中頃やと思います。時の議長と副議長が仮設をすると高くつくやろうということで、それは今までから言うておりますように仮設は高くつきます。ましてや議場も触りながらやると期間がものすごく長くつくで、費用はかさむというような空気も出ておりました。それで、30年の12月に仮設をしない方法、そしたら、先祖返りになったんです。これは行政が主導したんじゃないです。D案に、そしたらこれもテーブルに着けるために先ほど課長が申したそういう試算をしてもらった。これは後で試算をしてもらったらその金額になったというのは、これが契機。それで、これは今までまた計算が合っていないゆえ、これがこの私は判定結果とともに試算が膨らんだと思います。

それで、今年の6月は建築確認か、これから建設に向けていく。それぞれ資材が上がってきている状況の中で、よそは入札に向けて不調ばかり起こっている。だから、しっかり確認して、もう一遍金額を確定できる金額か確認してもらうのと建設に向けての建築確認もろもろの手続をしてもらうために確か600万切りよったのかな、五百何十万の予算を承認してもらったのです。それが私の今覚えているとこの概要であります。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、再々質問にお答えをいたします。

先ほどのメールの9日の月曜日という話でございます。あの当時、9日、10日と予算決算委員会がございまして、10日の最終で皆様にお示しをしようとお時間を頂こうと思っと思ったんですけれども、皆様のご理解のもと、予算決算、早くお済ませいただきましたので、そのメール確認が後になってしまいましたので、私がお説明をさせていただきましたのは、3月24日の最終日の全員協議会の席で、口頭にて説明をしながらお示しをさせていただきたいので本日になったということでご理解を賜って、説明をさせていただいたところでございます。

2番目の支払いにつきましては、この判定委員会の支払いというものは、環

境空間設計の耐震診断の業務委託の中で発生したものでございますので、環境空間設計から判定委員会にその２９０万の中の支払いの中から３２万４,０００円を支払ったと聞いておるところでございます。説明不足で申し訳ございません。あくまでもうちから支払ったのではなく、耐震診断の業務委託の中で支払ったということでございます。

以上でございます。

また、続きまして、今ほども町長も申し上げましたとおり、実施設計の５００万強の金額につきましては、その前の３０年の１２月の全員協議会のときにＣ案とＤ案の比較の金額を出す。金額につきましては、環境空間が以前からＣ案とＤ案については設計をしておったわけですので、それで、金額が今の金額にして出るのかという確認をしたときの、それも積算書、設計書を見た中でのございまして、そのまま建築確認なり実施設計に移るには再度詳細なる図面等についても必要であったために最終の実施設計をしたので、実施設計を何もしなかったわけではございませんので、最終の実施設計は、詳細の実施設計はしております。ということでご理解のほどをお願いしたいという思いでございます。

また、Ｃ案の２階建ての件につきましては、先ほど町長申し上げましたし、その後、耐震補強等が入ってまいりましたので、その分についての金額がかさんで、Ｃ案とＤ案での差額が出たのではないかなということでございます。

それで、判定要件が補強すれば大丈夫というようなことでございました。６月の全員協議会のときに、私も今後そういう脱落に関しての補強については、詳細なる説明なりを今後協議していくというて申し上げたと思うんですけれども、その内容につきましては、いろいろと、じゃあここを強制するとなるとまた荷重の問題等も出てくるというような話もしておったと思うんです。判定委員会ではそういう部分について、補強すれば大丈夫というふうな話がございましたけれども、そういう部分についても、６月、９月、１２月の全員協議会で説明をさせていただき、そして、その中でのＣ案とＤ案の比較をさせていただいたというふうに記憶しておりますし、ご理解を賜ったものだというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長、特別にあと１回だけ許可をお願いできますか。

河合議長 それは何ですか。質疑ですか。何ですか。

鈴木議員 質疑です。

河合議長 もう質疑は終わったから。

鈴木議員 じゃ、関連質問ならいいですか。今、全然新しい状況が出ましたので。

河合議長 そしたら、2分でしてください。2分。

鈴木議員 1分でいいです。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 今の206万は、私が指摘したとおり、この料金規程で32万、環境空間設計が町との業務契約の中から支払ったということでしたので、1点、その町と環境空間設計からの業務契約を提出してください。

それから2点目、この料金規程によりますと、納入に要する費用は申込者の負担とすると。町の負担とするとなっていますから、これは町が負担しなければならないんですが、環境空間設計が負担したということですが、この領収書の提出をお願いいたします。

終わります。1分です。

河合議長 答弁はよろしいんですか。

鈴木議員 ええ、もういいです。

河合議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしくをお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後4時31分 散会)